

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年10月7日
【計算期間】	第7特定期間（自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日）
【ファンド名】	BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）
【発行者名】	BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 山本 平
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【事務連絡者氏名】	谷下 明芳
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 グラントウキョウ ノースタワー
【電話番号】	03-6377-2934
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

（1） 【ファンドの目的及び基本的性格】

① 目 的

当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、主に欧州主要国の株式へ投資を行うことにより、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

② 信託金限度額

5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

③ 基本的性格

当ファンドの、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分は、下記の通りです。

（該当する商品分類と属性区分を網掛け表示しています。）

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型		不動産投信
	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《 商品分類の定義 》

単位型投信・追加型投信の区分

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

投資対象地域による区分

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資対象資産による区分

株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
--------	------	--------	------	-------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
		オセアニア		
不動産投信	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (株式)) *	その他 ()	アフリカ		
資産複合 ()		中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

※投資収益は実質的に欧州の株式の動きに応じて決まりますが、組入れている資産そのものは投資信託（マザーファンド）です。

《 属性区分の定義 》

投資対象資産による属性区分

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

決算頻度による属性区分

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。

投資対象地域による属性区分

欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

投資形態による属性区分

ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※上記は、社団法人投資信託協会が定める商品分類および属性区分に基づき記載しております。

当ファンド以外の商品分類および属性区分の定義につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

※当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

④ ファンドの特色

1. 欧州主要国の株式を主な投資対象とします。
2. 組入株式の配当金および値上がり益を主な原資として、収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。
 - 組入株式の配当金などを原資として、毎決算時（毎月7日、休業日の場合は翌営業日。）に安定分配を行うことを目指します。
 - 毎年3月、6月、9月、12月の決算時には、配当等収益に加え、値上がり益からも分配を行うことを目指します。
3. 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジを行いません。
4. ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが運用を行います。
5. 運用は、ファミリーファンド方式で行います。

《1》主に、欧州の主要金融商品取引所^(*)に上場されている企業の株式に投資します。主要投資対象国はMSCI欧州株価指数の構成国およびEU加盟27カ国とします。（平成22年8月末現在）

★ 主な投資対象となる企業

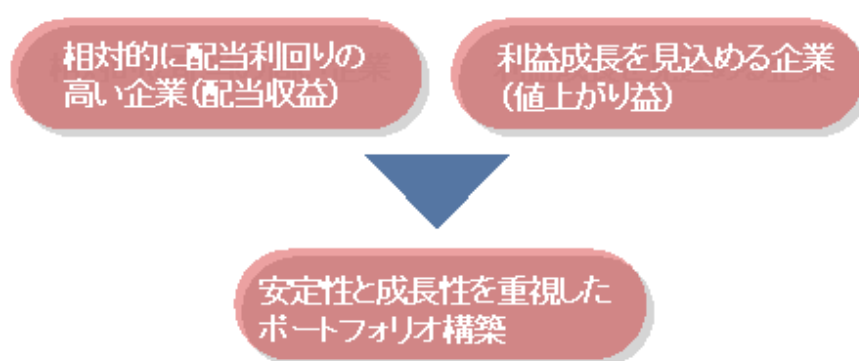
- ・ 相対的に配当利回りが高く、増配の可能性のある企業に投資します。
- ・ 高配当だけでなく、利益成長性の観点からも銘柄を選択します。

高い配当を維持するためには、利益成長率が安定している必要があります。そのために、銘柄選択は現在高配当であるだけでなく、今後も持続可能かどうかという観点からも銘柄選択を行います。また、このような銘柄は増配の可能性もあるために、株価上昇による値上がり益も期待できます。

- ・ 企業統治（コーポレート・ガバナンス）の観点も銘柄を選択する要因となることがあります。

外部および内部的なリスク管理がしっかりできている企業は、不祥事などにより株価が急落する恐れが少ないといえます。

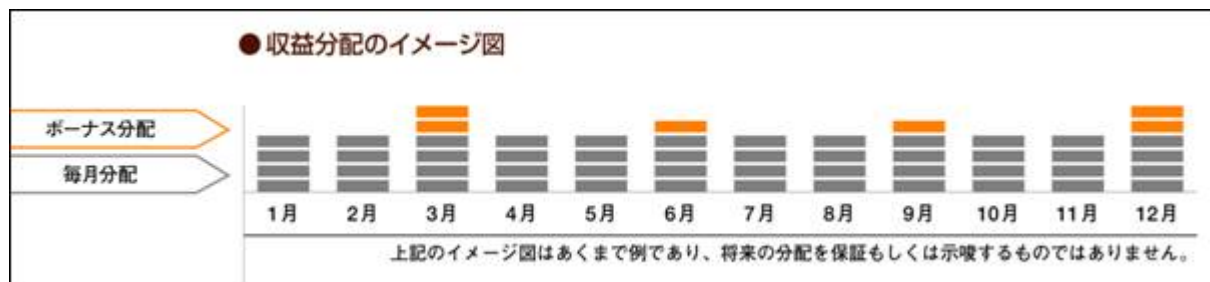
当ファンドの銘柄選択およびポートフォリオ構築手法



(*)金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。

《2》組入株式の配当金および値上がり益を主な原資として、収益分配方針に基づき分配を行うことを目指します。

- ・ 毎月7日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。
- ・ 組入株式の配当金などを原資として、毎決算時に安定分配を行うことを目指します。
- ・ 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、配当等収益に加え、値上がり益からも分配を行うことを目指します。



・毎月の安定分配に加えて、実績分配を行うことがあります。

・分配については、委託会社の判断で行わない場合もあります。

《3》外貨建資産への投資に当たっては、原則として為替ヘッジは行いません。

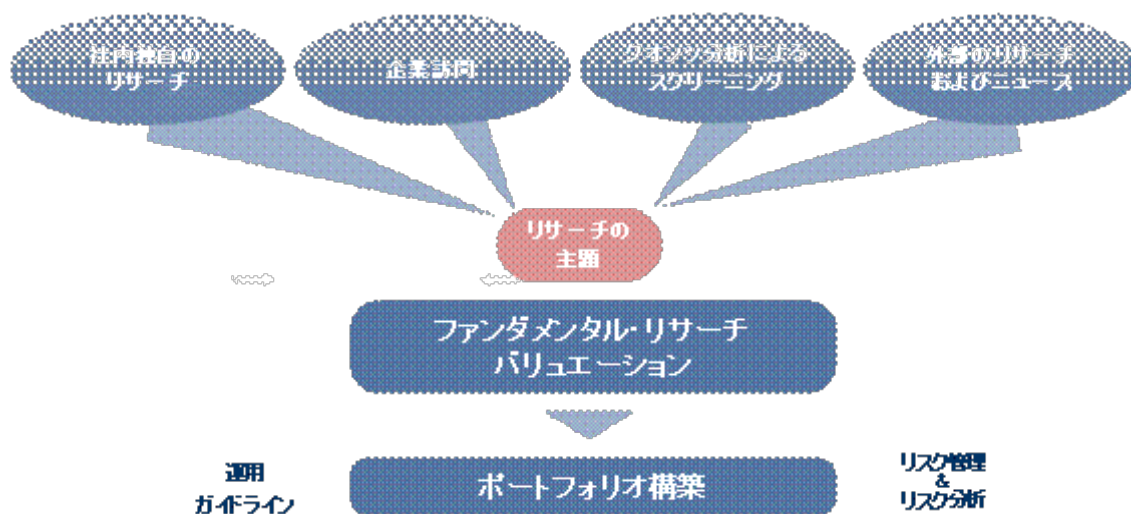
欧州株式の相対的に高い配当利回りを享受するために、原則として為替ヘッジは行いません。

《4》ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが運用を行います。

★ 株式運用について

運用に当たっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。また、配当利回りだけでなく、利益成長が安定しているかどうかも銘柄選択の基準となります。

～投資プロセス～



～銘柄選定プロセス～

ファンダメンタル・リサーチが銘柄選定プロセスの中心を占めます。運用者とアナリストが企業訪問を行い、または、経営陣と直接コンタクトをとり、下記の3つのステップにより株価の本質的な価値を評価します。

ステップ 1

付加価値の創造:

- 利益率の比較(自己資本利益率)
- 経営陣の質

ステップ 2

見通し:

- 主力事業の動向
- 利益率の推移
- 投下資本の効率性

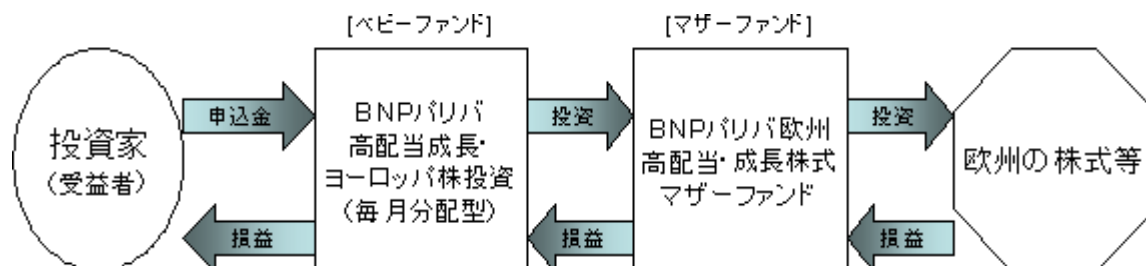
ステップ 3

バリュエーション:

- 共通のバリュエーションによる枠組み
- ファンダメンタルから見た株価水準

《5》当ファンドは、「ファミリーファンド方式」で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、受益者の皆様の資金をまとめてベビーファンド（BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型））とし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンド（BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド）に投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。

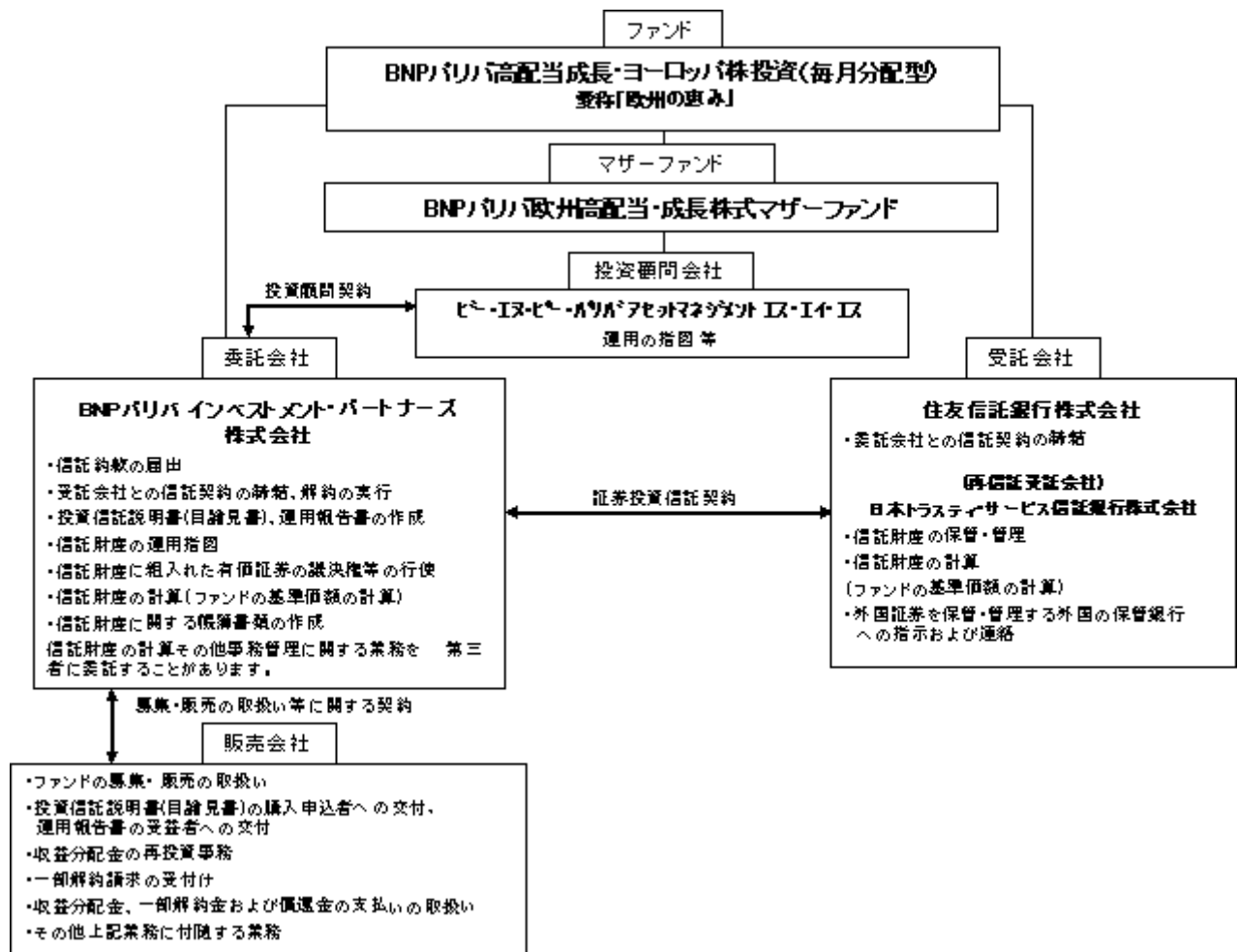


(2) 【ファンドの沿革】

平成19年4月25日 信託契約締結、当ファンドの設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

a. ファンドの仕組み



b. ファンドの関係法人および委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

① ファンドの関係法人

名 称	関係業務の内容
《委託会社》 BNPパリバ インベストメント・ パートナーズ株式会社	当ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）および運用報告書の作成等を行います。マザーファンドの運用の指図に関する権限をビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに委託します。
《受託会社》 住友信託銀行株式会社	当ファンドの受託者として、信託財産の保管・管理業務等を行います。なお、信託事務の一部を委託することができます。
《再信託受託会社》 日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社	受託会社から資産管理業務の委託を受けます。
《投資顧問会社》 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス	マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受け、運用の指図等を行います。
《販売会社》	当ファンドの販売会社として、募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、収益分配金、一部解約金および償還金の支払い、ならびに収益分配金の再投資事務等を行います。

② 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

*証券投資信託契約

委託会社と受託会社の間で結ばれる契約で、運用に関する事項、委託会社および受託会社とし

ての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。

***募集・販売の取扱い等に関する契約**

委託会社と販売会社との間で結ばれる契約で、販売会社の募集・販売の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

***投資顧問契約**

委託会社と投資顧問会社との間で結ばれる契約で、委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に関する業務の内容等が定められています。

c. 委託会社の概況（平成22年8月末現在）

① 資本金 4億5,000万円

② 沿革

平成10年11月9日 会社設立

平成10年11月30日 証券投資信託委託業の免許取得

平成11年2月26日 証券投資顧問業の登録

平成12年6月20日 投資一任契約業務の認可取得

平成12年8月1日 パリバ投資顧問株式会社の営業の全部を譲り受ける

平成12年8月1日 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社に社名変更

平成22年7月1日 フォルティス・アセットマネジメント株式会社と合併

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社に社名変更

③ 大株主の状況

株主名	住所	所有株数	所有比率
BNP Paribas Investment Partners S.A. ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ	フランス共和国、パリ75009、 ブルヴァーオスマン1	9,000株	100.0%

2 【投資方針】

（1） 【投資方針】

a. 運用方針

当ファンドは、BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目的として運用を行います。

b. 投資態度

＜BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）の投資態度＞

- ① 当ファンドは、マザーファンド受益証券への投資を通じて、欧州の主要金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に実質的に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。
- ② 運用にあたっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。
- ③ 株式への実質的な組入比率は高位に保つことを基本とします。
- ④ 外貨建資産への実質的な投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

＜BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資態度＞

- ① 当ファンドは、欧州の主要金融商品取引所に上場されている企業の株式および金融商品取引所に準ずる市場において取引されている企業の株式に投資を行い、配当等の収益を確保するとともに、長期的な値上がり益を獲得することを目標に運用を行います。
- ② 運用にあたっては、独自の調査に基づくボトムアップ・アプローチの銘柄選択により、ポートフォリオを作成します。
- ③ 株式への組入比率は高位に保つことを基本とします。
- ④ 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに運用の指図に関する権限を委託します。

（２） 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、後述「（５）投資制限」⑧、⑨および⑩に定めるものに限ります。）

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

- b. 委託会社は、信託金を、主としてBNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社を委託者とし、住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたBNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの受益証券、ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第２条第１項第６号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第７号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社に係る優先出資証券（金融商品取引法第２条第１項第８号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券

12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの

13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものを

います。)

14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限りま。
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限りま。
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

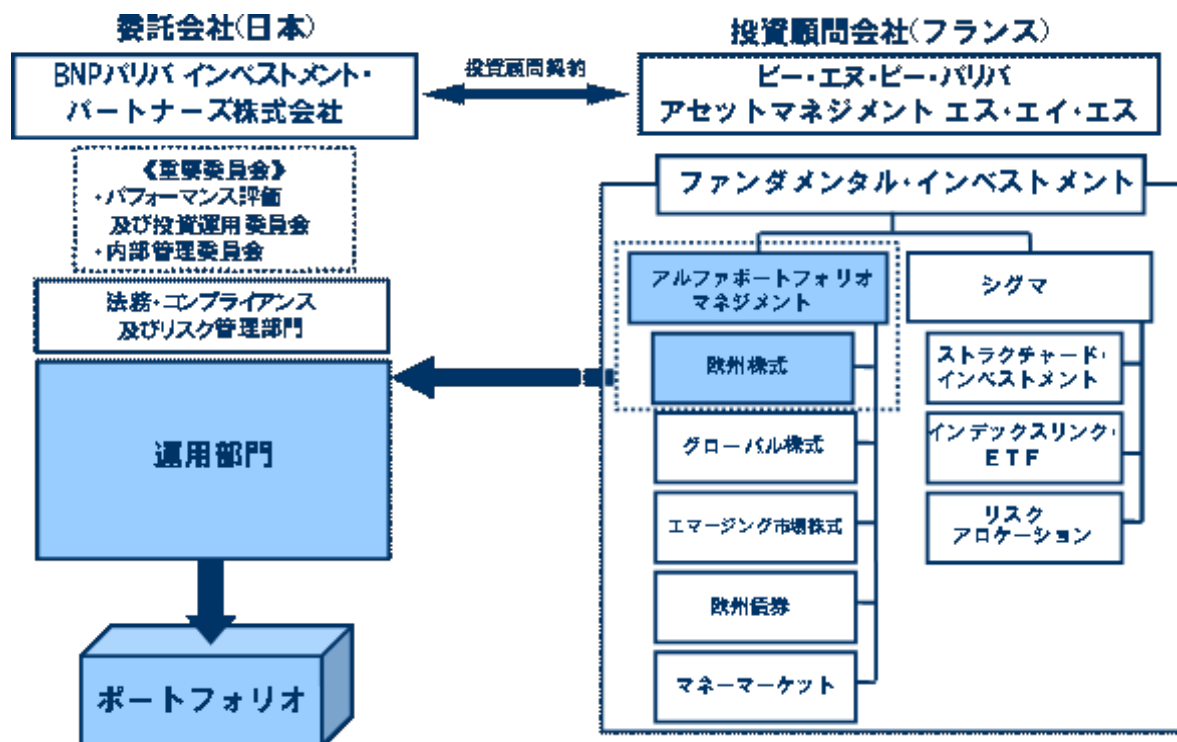
なお、1の証券または証書、12ならびに17の証券または証書のうち1の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2から6までの証券および12ならびに17の証券または証書のうち2から6までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13および14の証券を以下「投資信託証券」といいます。

- c. 委託会社は、信託金を、bに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- d. bの規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金をcに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3) 【運用体制】

委託会社は、運用の効率化を図るため、マザーファンドの運用の指図に関する権限をビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスに委託します。

当ファンドの実質的な運用は、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスが行います。



委託会社の運用体制

運用部門（6名程度）

市場動向、ポートフォリオ、運用ガイドライン等のモニタリングを行います。

パフォーマンス評価及び投資運用委員会（10名程度）

原則として月1回および随時に開催し、運用パフォーマンスの評価、投資運用や運用ガイドライン遵守等の状況についての報告が行われます。また必要に応じて投資運用に関する対応を図ります。

内部管理委員会（7名程度）

原則として月1回開催し、法令諸規則や社内規則の遵守状況に関連する事項のレビュー等を行い、業務手続、コンプライアンス・システム及び内部管理の実施に資する対応を図ります。

法務・コンプライアンス及びリスク管理部門（5名程度）

取引内容の法令遵守状況の確認を行い、必要に応じて指導、勧告を行うとともに内部管理委員会等に報告を行います。また、法令遵守状況の監視および定期的な確認、法令およびコンプライアンスに関する情報の役職員への提供、研修の実施等を行います。

※運用体制等は平成22年8月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

BNPパリバグループの概要（平成22年8月末現在）

BNPパリバグループ

BNPパリバグループは信用格付において世界の上位6銀行の一角を占める金融機関です（スタンダード&プアーズによる）。80を超える国と地域において200,000人以上の従業員を擁し、コーポレートバンキング・投資銀行業務、資産運用業務、並びにリテール銀行業務という3つの重要な業務分野において、それぞれ業界のキープレーヤーとしての地位を占めています。ヨーロッパでは全業務を展開しており、なかでもフランス、イタリア、ベルギー、ルクセンブルグはリテール銀行業務の母国市場と位置づけられます。BNPパリバは、米国においても強力なプレゼンスを築いており、アジアと新興市場にも重要な拠点を有しています。日本国内においても、証券・投資銀行業務、法人向け銀行業務、資産運用業務、生命保険・損害保険業務等、各法人において多岐にわたる業務を展開しています。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ

BNPパリバ インベストメント・パートナーズはBNPパリバグループの資産運用部門として、世界の金融機関や個人投資家向けに様々な資産運用サービスを提供しています。平成22年4月1日、BNPパリバ インベストメント・パートナーズとフォルティス・インベストメンツは、経営統合いたしました。フォルティス・インベストメンツの運用実績と世界に広がる拠点網が、BNPパリバ インベストメント・パートナーズのフレキシブルなパートナーシップ・モデルとこれまで培われた運用戦略と融合し、相乗効果をもたらすものとなりました。約1200人の各資産クラス向けのサービスに精通した運用担当者が、60の運用拠点によるネットワークを用いて、お客様とのパートナーシップを第一のコンセプトとした専門性の高いサービスを提供しています。

投資顧問会社のビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスは、ビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門におけるフランスの本拠点であり、株式ファンドに加え、債券ファンド、リスク限定型・軽減型ファンド、マネーマーケットファンド等の様々なファンドの運用を行っています。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、受託会社等につき、内部統制の整備および運用状況についての報告書を受け取っております。

（４） 【分配方針】

毎決算時（毎月7日。休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- ② 分配金額は、上記①の範囲内で委託会社が決定するものとし、原則として安定的に分配を行うことを目指します。
- ③ 毎年3月、6月、9月および12月の決算時には、基準価額水準、市況動向等を勘案し、上記②に加え、売買益（評価益を含みます。）等により分配を行う場合があります。
- ④ 分配対象額が少額の場合、分配を行わないこともあります。
- ⑤ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

（５） 【投資制限】**① 株式への投資制限（信託約款）**

株式への実質投資割合には制限を設けません。

実質投資割合とは、信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドに属する当該資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。以下同じ。）との合計額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。（以下同じ。）

② 外貨建資産への投資制限（信託約款）

外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 新株引受権証券および新株予約権証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 投資信託証券への投資制限（信託約款）

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 投資する株式等の範囲（信託約款）

- (a) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。
- (b) (a)の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

⑥ 同一銘柄の株式等への投資制限（信託約款）

- (a) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。
- (b) 委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

⑦ 信用取引の指図範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の信用取引の指図は、当該売付けにかかる建玉の時価総額が、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により(b)の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑧ 先物取引等の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。
- (b) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- (c) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑨ スワップ取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金

利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

⑩ 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図・目的（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) ⑩において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- (f) ⑩において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下(f)において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下(f)において同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

⑪ 同一銘柄の転換社債等への投資制限（信託約款）

委託会社は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額と、マザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑫ 有価証券の貸付けの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) (a)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 公社債の空売りの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- (b) (a)の売付けの指図は、当該売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の売付けに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

⑭ 公社債の借入れの指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) (a)の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、(b)の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) (a)の借入れに係る品借料は信託財産中から支弁します。

⑮ 特別な場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

⑯ 外国為替予約取引の指図および範囲（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (b) (a)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するための当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- (c) (b)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑰ 資金の借入れ（信託約款）

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金または解約代金ならびに償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

⑱ デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

⑲ 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、その運用の指図を行うすべてのファンドにつき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

当ファンドはリスク商品であり、投資元本は保証されていません。したがって、換金時に投資元本を下回ることがあります。また、収益や投資利回りなどは未確定の商品です。

a. ファンドのリスク特性

当ファンドは、主にマザーファンドへの投資を通じて、外国の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、組入れた有価証券の値動きや為替相場の変動などの影響により、基準価額は変動します。したがって、当ファンドは金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。また、当ファンドは、預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属することとなります。

- (1) 受益者は、当ファンドの基準価額が、市場における価格変動によって、上昇したり下落したりするという、また権利行使に制限があることに注意をはらう必要があります。

以下は、主なリスクとその要因および権利行使の制限に関する説明です。

① 価格変動リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主に欧州の株式など値動きのある有価証券に投資しますので、欧州の経済や市場動向などにより株価が下落した場合、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

② 信用リスク

投資した企業の経営などに重大な危機が生じた場合、株式などの価値は下落し、投資した資金が回収できなくなることがあります。その結果、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

③ 為替変動リスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて外貨建資産に投資しますので為替変動リスクを伴います。原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面では当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ 流動性リスク

市場規模や取引量が少ない場合など、機動的に組入銘柄を売却できないことがあります。その

結果、売却価格が大きく低下し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

⑤ カントリーリスク

当ファンドはマザーファンドへの投資を通じて海外の有価証券に投資しますが、その国の政治・経済および社会情勢などの変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、当ファンドの基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。

⑥ 追加設定・一部解約による資金流出入に伴うリスク

ファンドの追加設定および一部解約による資金の流出入に伴い、基準価額が影響を受ける可能性があります。大量の追加設定もしくは一部解約が行われた場合、株式の売買手数料や市況もしくは取引量の影響などによる市場実勢から乖離した価格での株式の組入れおよび売却を行う必要が生じると、当ファンドの基準価額はその影響を受けます。

⑦ ファミリーファンド方式にかかる留意点

当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドに追加設定・一部解約による資金の流出入が生じ、その結果、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合は、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

⑧ 権利行使の制限

当ファンドは、お申込日がフランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一の場合には、原則として売買のお申込みはできません。

また、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、売買の申込みの受付が取消または中止されることがあります。

(2) 投資信託に関する一般的なリスク

- ① 法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が重大な不利益を被る可能性があります。
- ② 短期間に相当金額の解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするために組入有価証券を市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となり、損失を被ることがあります。
- ③ 証券市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更などの諸事情により閉鎖されることがあります。これにより当ファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

(3) 以下の記載事項は、投資信託についての留意事項です。

- ・投資信託は預金または金融債ではありません。
- ・投資信託は保険契約ではありません。
- ・投資信託は預金保険機構または保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・投資信託は元本および利息を保証する商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います。（販売会社は販売の窓口となります。）
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うこととなります。
- ・銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、日本投資者保護基金の補償対象とはなりません。

b. リスクの管理体制

委託会社では、ファンドが適切に運用されているかどうか、モニタリングを行います。運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリング等を行います。また、投資顧問会社でもポートフォリオのリスクモニタリング等が行われます。運用部門は、ファンドの運用計画を投資運用委員会に報告します。業務部門は日々のトレード、約定、決済など、事務面での監視を実施します。一方、法務・コンプライアンス及びリスク管理部門においては法令・諸規則、および運

用ガイドライン、信託約款などの遵守についてのモニタリングを実施します。更に、パフォーマンス評価及び投資運用委員会、内部管理委員会により定期的チェックを行い、投資リスクの管理体制を強化しています。

①パフォーマンス評価及び投資運用委員会

構成メンバー	C I O、C E O、運用各部門の代表者、業務部門の代表者、インベストメント・リスク管理部の代表者、マーケティング部門の各代表者、監査役
所管業務	運用ファンドに対する運用成績の評価と問題点の把握、市場リスク、信用リスク、流動性リスクの検証
権限／責任範囲	運用成績改善要請、所管部門に対する問題点の是正勧告

②内部管理委員会

構成メンバー	法務・コンプライアンス部門の代表者、C E O、インベストメント・リスク管理部の代表者、業務部門の代表者、C I O、監査役
所管業務	バック・オフィスに係わるリスクの検証
権限／責任範囲	バック・オフィスに係わるリスクの提言

※上記の内容は平成22年8月末現在であり、委託会社の組織変更等により今後変更される場合があります。

4 【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料率は、3. 1 5 %[※]（税抜 3. 0 0 %）を上限に販売会社が定めるものとします。

なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数について申込手数料はかかりません。

詳細につきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※当該申込手数料にかかる消費税および地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）（5%）が含まれています。

※販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料で受付ける場合があります。

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）に際し、手数料はかかりません。

ただし、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額[※]（当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額）が差引かれます。

※信託財産留保額とは、信託期間の途中で換金される場合に、投資信託の運用の安定性を高めるのと同時に、長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために信託財産中に留保されるものです。

（３）【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、約款に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.68%（税抜 1.60%）を乗じて得た額とします。その配分は以下の通りです。

信託報酬の総額	支 払 先	配 分
年率1.68%(税抜1.60%)	委託会社	年率0.840%(税抜 0.80%)
	販売会社	年率0.756%(税抜 0.72%)
	受託会社	年率0.084%(税抜 0.08%)

- ② 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託会社の報酬には、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エスへの投資顧問報酬が含まれます。なお、投資顧問報酬の額は、マザーファンドの信託財産の日々の純資産総額に対して、年率0.28%を乗じて得た金額とします。

（４） 【その他の手数料等】**① 売買・保管等に要する費用**

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額および外貨建資産の保管等に要する費用ならびに先物取引・オプション取引等に要する費用についても信託財産が負担します。

② 諸経費

信託財産に関する租税、信託財産にかかる監査費用、その他信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託会社の立替えた立替金の利息（「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産にかかる監査費用ならびに当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、計算期間を通じて毎日、合理的な金額を、原則として当該計算期間の日数で除して計算し、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

※その他の手数料等は、定時または随時に見直されるものや、運用資産の状況等により異なるものであるため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

上記（１）から（４）までの手数料等の合計額については、ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５） 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります（平成22年８月末現在）。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

なお、今後、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

● 個人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年１月１日以降
収益分配金（普通分配金）に対し、源泉徴収税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７％、地方税３％）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、20%（所得税15%、地方税５％）が源泉徴収されます。

※ 源泉徴収により申告不要制度が適用されますが、確定申告を行い総合課税または申告分離課税を選択することもできます。申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損との損益通算を行うことができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年１月１日以降
解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、譲渡所得に対する税率の特例措置として、軽減税率10%（所得税７％、地方税３％）の申告分離課税が適用されます。	解約価額または償還価額から取得に要した金額（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した差益（譲渡益）に、20%（所得税15%、地方税５％）の申告分離課税が適用されます。

※ 一部解約金および償還金については、上場株式等の譲渡所得等の収入金額とみなされ、上場株式等の譲渡所得等の損失が生じた場合には、上場株式等に係る配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金、配当金に限り、）と損益通算を行うことができます。

※ 源泉徴収選択口座（特定口座）をご利用の場合、その口座内において配当等の額から上場株式等の譲渡損失の金額を控除した金額に対して所得税、地方税の額が計算されます（確定申告不要）。

● 法人の受益者に対する課税

収益分配金について

平成23年12月31日まで	平成24年１月１日以降
---------------	-------------

収益分配金（普通分配金）に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	収益分配金（普通分配金）に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。
---------------------------------------	-------------------------------------

一部解約金、償還金について

平成23年12月31日まで	平成24年1月1日以降
解約価額または償還価額の個別元本超過額に対し、軽減税率7%（所得税）が源泉徴収されます。	解約価額または償還価額の個別元本超過額に対して、15%（所得税）が源泉徴収されます。

◆ 源泉徴収された所得税は、所有期間に応じて法人税額から控除される場合があります。

◆ 当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合などにより算出方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

<収益分配金の課税について>

- ① 追加型株式投資信託における収益分配金には、課税扱いになる「普通分配金」と非課税扱いになる「特別分配金」があります。
- ② 受益者が収益分配金を受け取る際、イ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。
- ③ 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 詳細につきましては、税務専門家に確認していただくことをお勧めいたします。

※ 買取につきましては、販売会社にお問合せ下さい。

5 【運用状況】

（１）【投資状況】（平成22年8月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式親投資信託受益証券	日本	888,951,171	99.16
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		7,542,139	0.84
合計（純資産総額）		896,493,310	100.00

※投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資状況（平成22年8月末現在）

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	ドイツ	1,260,167,532	17.19
	イタリア	275,709,238	3.76
	フランス	625,837,353	8.54
	イギリス	2,106,612,771	28.74
	スイス	1,072,810,414	14.64
	バミューダ	109,785,183	1.50
	オランダ	616,874,594	8.42
	スペイン	182,803,889	2.49
	ベルギー	80,919,790	1.10
	スウェーデン	206,609,545	2.82
	ノルウェー	246,543,962	3.36
	オーストリア	60,951,144	0.83
	ルクセンブルク	137,365,308	1.87
	フィンランド	145,731,046	1.99
	ギリシャ	35,092,512	0.48
	キプロス	106,228,033	1.45
	小 計	7,270,042,314	99.18
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		60,240,560	0.82
合計（純資産総額）		7,330,282,874	100.00

＊投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】（平成22年 8 月末現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

（主要銘柄の明細）

国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド	1,834,401,922	0.5193	952,604,919	0.4846	888,951,171	99.16

＊投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別投資比率）

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.16
合計	99.16

＊投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの投資資産（平成22年 8 月末現在）

① 投資有価証券の主要銘柄

（主要銘柄の明細）

順 位	国/地域	銘柄名	種類	業種	数量	簿面単価 [円]	簿面金額 [円]	取得単価 [円]	取得金額 [円]	投資比率 [%]
1	スイス	NOVARTIS AG-BER	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	78,897	4,877.59	382,271,883	4,434.99	349,582,929	4.86
2	スイス	ROCHE HOLDING AG-GENÈVE/CH	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	28,689	13,792.49	394,037,728	11,444.29	328,949,498	4.48
3	イギリス	HSBC HOLDINGS PLC	株式	銀行	367,163	886.17	318,143,799	832.87	297,484,897	4.08
4	イギリス	ROYAL DUTCH SHELL CL.B	株式	エネルギー	124,929	2,267.79	282,032,608	2,187.44	271,399,926	3.70
5	ドイツ	BAYER AG	株式	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	61,797	6,487.89	401,246,894	6,041.34	381,128,341	3.68
6	イギリス	VOXTEL GROUP PLC	株式	電気通信サービス	1,281,869	176.29	224,947,388	209.83	263,379,882	3.48
7	フランス	TOTAL SA	株式	エネルギー	68,748	4,666.18	266,861,384	3,928.94	222,961,771	3.04
8	イギリス	NATIONAL GRID PLC	株式	公益事業	289,129	743.28	214,889,238	718.69	207,183,819	2.83
9	イギリス	IMPERIAL TOBACCO GROUP PLC	株式	食品・飲料・タバコ	86,896	2,811.97	244,943,694	2,391.41	206,196,678	2.80
10	イギリス	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	株式	食品・飲料・タバコ	86,474	2,796.43	239,828,311	2,997.87	199,399,636	2.69
11	ノルウェー	STATOIL ASA	株式	エネルギー	114,388	1,846.48	211,191,918	1,892.34	183,288,383	2.50
12	イギリス	TESCO PLC	株式	小売	349,646	679.98	238,134,488	631.82	181,943,798	2.47
13	スイス	NESTLE SA-BER	株式	食品・飲料・タバコ	49,236	4,398.92	170,262,936	4,343.18	174,747,927	2.38
14	ドイツ	ALLIANZ	株式	保険	19,829	8,713.18	172,894,909	8,888.28	171,894,988	2.34
15	スウェーデン	HENRIES & MARITZ AB-B SHS	株式	小売	81,438	2,811.86	230,487,363	2,719.91	198,663,692	2.27
16	スイス	CREDIT SUISSE GROUP AG-BER	株式	銀行	44,436	4,188.29	186,918,188	3,798.94	184,811,387	2.26
17	オランダ	PHILIPS ELECTRONICS	株式	ヘルスケア機器・サービス	87,826	2,868.28	249,398,333	2,337.96	188,619,682	2.18
18	ドイツ	BASF SE	株式	素材	34,288	6,002.86	206,069,703	4,464.99	162,769,972	2.08
19	ドイツ	DEUTSCHE POST AG-BER	株式	運輸	198,884	1,369.27	272,322,811	1,381.27	147,838,432	2.01
20	ドイツ	SIEMENS AG	株式	資本財	18,328	7,723.17	141,634,997	7,829.99	139,819,842	1.91
21	ルクセンブルク	SES	株式	電気通信サービス	71,921	1,761.18	126,947,033	1,999.94	137,386,398	1.87
22	イギリス	BP PLC	株式	エネルギー	273,294	686.82	187,636,188	498.39	136,881,967	1.86
23	ドイツ	DEUTSCHE BOERSE AG	株式	各種金融	26,968	6,706.78	181,119,811	6,196.29	134,869,376	1.84
24	オランダ	COMINGLUGIE BFI	株式	電気通信サービス	111,367	1,238.81	137,706,217	1,219.76	134,828,127	1.84
25	オランダ	UNILEVER NV-CYA	株式	食品・飲料・タバコ	68,318	2,422.68	165,897,799	2,282.76	134,217,287	1.83
26	バミューダ	SEADRILL LTD	株式	エネルギー	66,889	2,996.13	198,876,718	1,971.39	199,786,183	1.69
27	フィンランド	NOKIA OYJ	株式	電気通信サービス	142,228	1,139.98	161,862,284	729.88	160,778,729	1.42
28	オランダ	BOGALIS REESTIMETER	株式	運輸	32,824	3,699.49	121,333,489	3,199.47	121,443,889	1.38
29	フランス	FRANCE TELECOM SA	株式	電気通信サービス	67,414	1,778.84	120,016,732	1,792.64	97,748,732	1.33
30	イギリス	ADMIRAL GROUP PLC	株式	保険	48,842	1,778.29	86,866,424	1,988.99	97,094,729	1.32

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

（種類別及び業種別投資比率）

種類	国内/外国	業種	投資比率（％）
株式	外国	エネルギー	15.09
株式	外国	医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	14.26
株式	外国	電気通信サービス	13.98
株式	外国	公益事業	9.98
株式	外国	食品・飲料・タバコ	9.61
株式	外国	銀行	7.26
株式	外国	保険	7.19
株式	外国	小売	5.17
株式	外国	運輸	4.26
株式	外国	資本財	3.42
株式	外国	ヘルスケア機器・サービス	2.16
株式	外国	素材	2.08
株式	外国	メディア	1.87
株式	外国	各種金融	1.84
株式	外国	商業・専門サービス	0.51
株式	外国	消費者サービス	0.48
合計			99.18

*投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類及び業種の評価金額の比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

ファンドの各計算期間末日および平成22年8月末前1年以内における各月末の純資産の推移は以下のとおりです。

特定期間	計算期間	純資産総額(円)		基準価額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(第1期末) 平成19年 7月 9日	3,603,043,249	3,611,108,221	10,398	10,421
第2特定期間	(第2期末) 平成19年 8月 7日	3,459,082,575	3,468,263,619	9,418	9,443
	(第3期末) 平成19年 9月 7日	3,478,674,197	3,488,098,630	9,222	9,247
	(第4期末) 平成19年10月 9日	3,671,244,660	3,680,651,351	9,725	9,750
	(第5期末) 平成19年11月 7日	3,615,296,434	3,624,538,132	9,748	9,773
	(第6期末) 平成19年12月 7日	3,388,547,113	3,397,612,619	9,332	9,357
	(第7期末) 平成20年 1月 7日	3,141,941,131	3,150,873,266	8,789	8,814
第3特定期間	(第8期末) 平成20年 2月 7日	2,677,680,137	2,686,381,389	7,693	7,718
	(第9期末) 平成20年 3月 7日	2,561,268,154	2,569,831,152	7,478	7,503
	(第10期末) 平成20年 4月 7日	2,645,827,571	2,654,356,449	7,755	7,780
	(第11期末) 平成20年 5月 7日	2,744,582,594	2,753,063,271	8,089	8,114
	(第12期末) 平成20年 6月 9日	2,614,810,310	2,623,116,184	7,869	7,894
	(第13期末) 平成20年 7月 7日	2,377,027,888	2,385,210,306	7,262	7,287
第4特定期間	(第14期末) 平成20年 8月 7日	2,416,651,072	2,424,746,498	7,461	7,486
	(第15期末) 平成20年 9月 8日	2,054,159,887	2,062,036,920	6,519	6,544
	(第16期末) 平成20年10月 7日	1,627,251,938	1,634,981,171	5,263	5,288
	(第17期末) 平成20年11月 7日	1,306,566,452	1,314,222,195	4,267	4,292
	(第18期末) 平成20年12月 8日	1,127,099,560	1,134,743,480	3,686	3,711
	(第19期末) 平成21年 1月 7日	1,329,641,768	1,337,266,668	4,359	4,384
第5特定期間	(第20期末) 平成21年 2月 9日	1,164,875,729	1,172,465,606	3,837	3,862
	(第21期末) 平成21年 3月 9日	946,569,820	954,159,564	3,118	3,143
	(第22期末) 平成21年 4月 7日	1,163,633,687	1,171,193,993	3,848	3,873
	(第23期末) 平成21年 5月 7日	1,259,987,607	1,267,532,943	4,175	4,200
	(第24期末) 平成21年 6月 8日	1,350,024,453	1,356,033,906	4,493	4,513
	(第25期末) 平成21年 7月 7日	1,246,404,062	1,252,406,817	4,153	4,173
第6特定期間	(第26期末) 平成21年 8月 7日	1,391,663,577	1,397,646,825	4,651	4,671
	(第27期末) 平成21年 9月 7日	1,374,223,184	1,380,122,738	4,658	4,678
	(第28期末) 平成21年10月 7日	1,368,589,298	1,374,456,916	4,664	4,684
	(第29期末) 平成21年11月 9日	1,364,945,544	1,370,762,230	4,692	4,712
	(第30期末) 平成21年12月 7日	1,383,286,668	1,389,037,411	4,810	4,830
	(第31期末) 平成22年 1月 7日	1,395,553,981	1,398,399,666	4,904	4,914
第7特定期間	(第32期末) 平成22年 2月 8日	1,152,971,338	1,155,745,059	4,157	4,167
	(第33期末) 平成22年 3月 8日	1,214,603,515	1,217,340,582	4,438	4,448
	(第34期末) 平成22年 4月 7日	1,240,005,833	1,242,671,793	4,651	4,661
	(第35期末) 平成22年 5月 7日	1,048,033,878	1,050,657,706	3,994	4,004
	(第36期末) 平成22年 6月 7日	969,157,786	971,737,907	3,756	3,766
	(第37期末) 平成22年 7月 7日	952,766,796	955,314,782	3,739	3,749
第8特定期間	(第38期末) 平成22年 8月 9日	1,000,535,903	1,003,017,460	4,032	4,042
	平成21年 8月末日	1,391,323,766	—	4,713	—
	平成21年 9月末日	1,389,524,239	—	4,746	—
	平成21年10月末日	1,398,212,756	—	4,806	—
	平成21年11月末日	1,318,754,854	—	4,576	—
	平成21年12月末日	1,373,358,536	—	4,825	—
	平成22年 1月末日	1,220,689,305	—	4,396	—
	平成22年 2月末日	1,146,187,609	—	4,183	—
	平成22年 3月末日	1,224,889,603	—	4,573	—
	平成22年 4月末日	1,178,977,142	—	4,485	—
	平成22年 5月末日	988,119,695	—	3,832	—
	平成22年 6月末日	943,522,727	—	3,681	—
	平成22年 7月末日	991,557,651	—	3,974	—
	平成22年 8月末日	896,493,310	—	3,757	—

*基準価額は1万口当たり

②【分配の推移】

特定期間	計算期間				分配金(円)
第1特定期間	第1期	自	平成19年 4月25日	至 平成19年 7月 9日	25
第2特定期間	第2期	自	平成19年 7月10日	至 平成19年 8月 7日	25
	第3期	自	平成19年 8月 8日	至 平成19年 9月 7日	25
	第4期	自	平成19年 9月 8日	至 平成19年10月 9日	25
	第5期	自	平成19年10月10日	至 平成19年11月 7日	25
	第6期	自	平成19年11月 8日	至 平成19年12月 7日	25
	第7期	自	平成19年12月 8日	至 平成20年 1月 7日	25
第3特定期間	第8期	自	平成20年 1月 8日	至 平成20年 2月 7日	25
	第9期	自	平成20年 2月 8日	至 平成20年 3月 7日	25
	第10期	自	平成20年 3月 8日	至 平成20年 4月 7日	25
	第11期	自	平成20年 4月 8日	至 平成20年 5月 7日	25
	第12期	自	平成20年 5月 8日	至 平成20年 6月 9日	25
	第13期	自	平成20年 6月10日	至 平成20年 7月 7日	25
第4特定期間	第14期	自	平成20年 7月 8日	至 平成20年 8月 7日	25
	第15期	自	平成20年 8月 8日	至 平成20年 9月 8日	25
	第16期	自	平成20年 9月 9日	至 平成20年10月 7日	25
	第17期	自	平成20年10月 8日	至 平成20年11月 7日	25
	第18期	自	平成20年11月 8日	至 平成20年12月 8日	25
	第19期	自	平成20年12月 9日	至 平成21年 1月 7日	25
第5特定期間	第20期	自	平成21年 1月 8日	至 平成21年 2月 9日	25
	第21期	自	平成21年 2月10日	至 平成21年 3月 9日	25
	第22期	自	平成21年 3月10日	至 平成21年 4月 7日	25
	第23期	自	平成21年 4月 8日	至 平成21年 5月 7日	25
	第24期	自	平成21年 5月 8日	至 平成21年 6月 8日	20
	第25期	自	平成21年 6月 9日	至 平成21年 7月 7日	20
第6特定期間	第26期	自	平成21年 7月 8日	至 平成21年 8月 7日	20
	第27期	自	平成21年 8月 8日	至 平成21年 9月 7日	20
	第28期	自	平成21年 9月 8日	至 平成21年10月 7日	20
	第29期	自	平成21年10月 8日	至 平成21年11月 9日	20
	第30期	自	平成21年11月10日	至 平成21年12月 7日	20
	第31期	自	平成21年12月 8日	至 平成22年 1月 7日	10
第7特定期間	第32期	自	平成22年 1月 8日	至 平成22年 2月 8日	10
	第33期	自	平成22年 2月 9日	至 平成22年 3月 8日	10
	第34期	自	平成22年 3月 9日	至 平成22年 4月 7日	10
	第35期	自	平成22年 4月 8日	至 平成22年 5月 7日	10
	第36期	自	平成22年 5月 8日	至 平成22年 6月 7日	10
	第37期	自	平成22年 6月 8日	至 平成22年 7月 7日	10
第8特定期間	第38期	自	平成22年 7月 8日	至 平成22年 8月 9日	10

*分配金は1万口当たり

③【収益率の推移】

特定期間	計算期間				収益率（％）
第1特定期間	第1期	自	平成19年 4月25日	至 平成19年 7月 9日	4.2
第2特定期間	第2期	自	平成19年 7月10日	至 平成19年 8月 7日	△9.2
	第3期	自	平成19年 8月 8日	至 平成19年 9月 7日	△1.8
	第4期	自	平成19年 9月 8日	至 平成19年10月 9日	5.7
	第5期	自	平成19年10月10日	至 平成19年11月 7日	0.5
	第6期	自	平成19年11月 8日	至 平成19年12月 7日	△4.0
	第7期	自	平成19年12月 8日	至 平成20年 1月 7日	△5.6
第3特定期間	第8期	自	平成20年 1月 8日	至 平成20年 2月 7日	△12.2
	第9期	自	平成20年 2月 8日	至 平成20年 3月 7日	△2.5
	第10期	自	平成20年 3月 8日	至 平成20年 4月 7日	4.0
	第11期	自	平成20年 4月 8日	至 平成20年 5月 7日	4.6
	第12期	自	平成20年 5月 8日	至 平成20年 6月 9日	△2.4
	第13期	自	平成20年 6月10日	至 平成20年 7月 7日	△7.4
第4特定期間	第14期	自	平成20年 7月 8日	至 平成20年 8月 7日	3.1
	第15期	自	平成20年 8月 8日	至 平成20年 9月 8日	△12.3
	第16期	自	平成20年 9月 9日	至 平成20年10月 7日	△18.9
	第17期	自	平成20年10月 8日	至 平成20年11月 7日	△18.4
	第18期	自	平成20年11月 8日	至 平成20年12月 8日	△13.0
	第19期	自	平成20年12月 9日	至 平成21年 1月 7日	18.9
第5特定期間	第20期	自	平成21年 1月 8日	至 平成21年 2月 9日	△11.4
	第21期	自	平成21年 2月10日	至 平成21年 3月 9日	△18.1
	第22期	自	平成21年 3月10日	至 平成21年 4月 7日	24.2
	第23期	自	平成21年 4月 8日	至 平成21年 5月 7日	9.1
	第24期	自	平成21年 5月 8日	至 平成21年 6月 8日	8.1
	第25期	自	平成21年 6月 9日	至 平成21年 7月 7日	△7.1
第6特定期間	第26期	自	平成21年 7月 8日	至 平成21年 8月 7日	12.5
	第27期	自	平成21年 8月 8日	至 平成21年 9月 7日	0.6
	第28期	自	平成21年 9月 8日	至 平成21年10月 7日	0.6
	第29期	自	平成21年10月 8日	至 平成21年11月 9日	1.0
	第30期	自	平成21年11月10日	至 平成21年12月 7日	2.9
	第31期	自	平成21年12月 8日	至 平成22年 1月 7日	2.2
第7特定期間	第32期	自	平成22年 1月 8日	至 平成22年 2月 8日	△15.0
	第33期	自	平成22年 2月 9日	至 平成22年 3月 8日	7.0
	第34期	自	平成22年 3月 9日	至 平成22年 4月 7日	5.0
	第35期	自	平成22年 4月 8日	至 平成22年 5月 7日	△13.9
	第36期	自	平成22年 5月 8日	至 平成22年 6月 7日	△5.7
	第37期	自	平成22年 6月 8日	至 平成22年 7月 7日	△0.2
第8特定期間	第38期	自	平成22年 7月 8日	至 平成22年 8月 9日	8.1

*各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配額の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。ただし、第1期については、前期末基準価額の代わりに、設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

(4)【設定及び解約の実績】

当ファンドの各計算期間における設定および解約の実績は次の通りです。

持定期間	計算期間		設定数量（口）	解約数量（口）
第1持定期間	第1期	自 平成19年 4月25日 至 平成19年 7月 9日	3,475,570,763	10,491,198
第2持定期間	第2期	自 平成19年 7月10日 至 平成19年 8月 7日	235,156,341	27,262,084
	第3期	自 平成19年 8月 8日 至 平成19年 9月 7日	110,302,781	11,253,616
	第4期	自 平成19年 9月 8日 至 平成19年10月 9日	19,003,047	15,856,581
	第5期	自 平成19年10月10日 至 平成19年11月 7日	29,435,075	95,830,598
	第6期	自 平成19年11月 8日 至 平成19年12月 7日	4,728,207	82,541,733
	第7期	自 平成19年12月 8日 至 平成20年 1月 7日	2,359,683	58,343,866
第3持定期間	第8期	自 平成20年 1月 8日 至 平成20年 2月 7日	6,932,564	101,407,843
	第9期	自 平成20年 2月 8日 至 平成20年 3月 7日	1,779,678	57,081,220
	第10期	自 平成20年 3月 8日 至 平成20年 4月 7日	4,871,918	18,280,740
	第11期	自 平成20年 4月 8日 至 平成20年 5月 7日	4,282,438	23,051,559
	第12期	自 平成20年 5月 8日 至 平成20年 6月 9日	4,818,055	74,731,684
	第13期	自 平成20年 6月10日 至 平成20年 7月 7日	2,436,110	52,485,014
第4持定期間	第14期	自 平成20年 7月 8日 至 平成20年 8月 7日	10,503,891	44,470,376
	第15期	自 平成20年 8月 8日 至 平成20年 9月 8日	5,288,715	93,567,732
	第16期	自 平成20年 9月 9日 至 平成20年10月 7日	1,267,634	60,387,527
	第17期	自 平成20年10月 8日 至 平成20年11月 7日	3,200,912	32,596,910
	第18期	自 平成20年11月 8日 至 平成20年12月 8日	3,213,201	7,942,339
	第19期	自 平成20年12月 9日 至 平成21年 1月 7日	3,128,720	10,681,611
第5持定期間	第20期	自 平成21年 1月 8日 至 平成21年 2月 9日	7,205,408	21,241,946
	第21期	自 平成21年 2月10日 至 平成21年 3月 9日	5,276,097	5,357,143
	第22期	自 平成21年 3月10日 至 平成21年 4月 7日	2,356,888	14,104,105
	第23期	自 平成21年 4月 8日 至 平成21年 5月 7日	3,258,788	9,166,499
	第24期	自 平成21年 5月 8日 至 平成21年 6月 8日	1,775,426	15,070,127
	第25期	自 平成21年 6月 9日 至 平成21年 7月 7日	7,873,433	11,314,549
第6持定期間	第26期	自 平成21年 7月 8日 至 平成21年 8月 7日	2,311,878	11,777,905
	第27期	自 平成21年 8月 8日 至 平成21年 9月 7日	1,672,747	43,529,472
	第28期	自 平成21年 9月 8日 至 平成21年10月 7日	11,124,969	26,947,717
	第29期	自 平成21年10月 8日 至 平成21年11月 9日	5,539,498	30,996,888
	第30期	自 平成21年11月10日 至 平成21年12月 7日	1,145,185	34,111,875
	第31期	自 平成21年12月 8日 至 平成22年 1月 7日	1,809,653	32,061,915
第7持定期間	第32期	自 平成22年 1月 8日 至 平成22年 2月 8日	865,631	72,829,879
	第33期	自 平成22年 2月 9日 至 平成22年 3月 8日	654,123	37,308,182
	第34期	自 平成22年 3月 9日 至 平成22年 4月 7日	612,186	71,718,513
	第35期	自 平成22年 4月 8日 至 平成22年 5月 7日	4,270,853	46,402,816
	第36期	自 平成22年 5月 8日 至 平成22年 6月 7日	65,590,141	109,297,177
	第37期	自 平成22年 6月 8日 至 平成22年 7月 7日	2,312,197	34,447,894
第8持定期間	第38期	自 平成22年 7月 8日 至 平成22年 8月 9日	9,326,707	75,755,262

（注1）本邦以外における設定、解約はありません。

（注2）第1期計算期間の設定数量（口）には、当初募集期間の当初設定口数が含まれます。

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- ① お申込みに際しては、販売会社所定の方法にてお申込み下さい。
- ② 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
- ③ お申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、お申込みの受付けは行いません。
- ④ お申込単位につきましては、販売会社にお問合せ下さい。
- ⑤ お申込価額は、お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ⑥ 申込手数料率は、 3.15% ※（税抜 3.00% ）を上限に販売会社が定めるものとし、
なお、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、取得する口数についてお申込手数料はかかりません。
詳細につきましては、販売会社にお問合せ下さい。
※当該申込手数料にかかる消費税等相当額（5%）が含まれています。
※販売会社によっては、償還乗換えにより当ファンドの受益権の取得申込みをされる場合には、無手数料で受付ける場合があります。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することおよび既に受付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

- ① 解約のお申込みは、ご購入いただいた販売会社で、所定の方法にてお申込み下さい。
- ② 当ファンドの解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
解約の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとし、
- ③ 解約のお申込みの受付けは、原則として毎営業日の午後3時までに行われ、かつ販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の解約申込受付分として取扱います。なお、午後3時を過ぎての解約のお申込みは翌営業日の取扱いとさせていただきます。ただし、フランスの銀行休業日またはユーロネクスト・パリの休業日と同一日の場合には、お申込みの受付けは行いません。
- ④ 解約単位は1口単位とします。ただし、販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳細につきましては、販売会社にお問合せ下さい。
- ⑤ 解約価額は、解約申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額とします。なお、解約価額についてのお問合せは、販売会社または委託会社までご連絡下さい。

《委託会社へのお問合せ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

- ⑥ 解約代金は、原則として解約申込受付日から起算して5営業日目から販売会社にてお支払いします。
- ⑦ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することまたは既に受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑧ ⑦の規定により解約請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして⑤の規定に準じて算定した価額とします。
- ⑨ 買取請求の取扱いは販売会社によって異なりますので、販売会社へお問合せ下さい。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入れ有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した金額をいい、原則として毎営業日に計算されます。外貨建資産の円換算および予約為替の評価については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。当ファンドでは便宜上1万口単位で示すことがあります。

※当ファンドの主要投資対象であるマザーファンドの受益証券は、計算日の基準価額で評価されます。

マザーファンドの主要投資対象である外国株式は、原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日における金融商品取引所の最終相場で評価しております。

基準価額は、販売会社または委託会社にお問合せいただければ、いつでもお知らせいたします。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも掲載されます。（掲載名「欧州恵み」）

《委託会社へのお問合せ先》

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

電話番号：0120-996-222

受付時間：毎営業日 午前10時～午後5時

ホームページ：<http://www.bnpparibas-ip.jp/>

(2) 【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。

ただし、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、信託約款の規定により、信託を終了する場合があります。

(4) 【計算期間】

原則として、毎月8日から翌月7日までとします。

ただし、各計算期間終了日が休業日のとき、各計算期間終了日はその翌営業日とします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）します。

- ・ 委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。
- ・ 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、2分の1を超える受益者の反対がない場合に限り、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- ・ 受託会社が、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

● 以下の事由の場合には、当ファンドは信託契約を解約（繰上償還）することがあります。

- ・ 受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合。
- ・ 受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき。

この場合、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

当該書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。

一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

なお、前述の規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前述の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

② 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- (a) 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (b) 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

③ 信託約款の変更

- 委託会社が、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、ならびに監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときには、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ることにより、信託約款を変更することがあります。
- 信託約款の変更事項のうち、その内容が重大なものについては、以下の規定にしたがいます。
 - ・ あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ・ この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。
 - ・ 一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。
 - ・ 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告

を行いません。

④ 反対者の買取請求権

- (a) 当ファンドの信託契約の解約または信託約款の変更にかかる公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨が付記されます。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。
- (b) 前記①の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約または信託約款の変更は行われません。その場合、委託会社は、解約または変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告は行われません。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、法令の定めるところにより、毎年1月および7月に到来する計算期間終了時および償還時に運用報告書を作成し、知られたる受益者に交付します。

⑥ 関係法人との契約の更改に関する事項

○販売会社

「募集・販売の取扱い等に関する契約書」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）の有効期間は、契約締結日から1年とし、契約満了日1ヵ月前までに委託会社または販売会社からの意思表示がないときは、自動的に1年間更新され、自動延長後も同様に取扱いします。

○投資顧問会社

投資顧問契約の有効期間は無期限であり、3ヵ月前の書面による通知を行うことにより終了されます。

⑦ 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

- (1) 当ファンドの信託契約締結当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、均等に分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(2) 収益分配金に対する権利

- ① 当ファンドの収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として、決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合には、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。
- ② 受益者は、支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ③ 収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(3) 償還金に対する権利

- ① 当ファンドの償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、ます。）に、原則として、償還日から起算して5営業日までに支払いを開始します。
- ② 受益者が、信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないとき

は、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 償還金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(4) 受益権の換金（解約）請求権

① 受益者は、自己に帰属する受益権について、解約することができます。権利行使の方法等については、前述の「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

② 解約代金の支払いは、販売会社の営業所等にて行うものとします。

(5) 受益者集会は開催されません。

(6) 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。ただし、第6特定期間については「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」（平成21年内閣府令第35号）の附則第16条第2項本文を適用しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は1ヵ月であるため、財務諸表は6ヵ月ごとに作成しております。

- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第6特定期間（平成21年7月8日から平成22年1月7日まで）および第7特定期間（平成22年1月8日から平成22年7月7日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第6特定期間末 (平成22年1月7日現在)	第7特定期間末 (平成22年7月7日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,144,757	8,512,237
親投資信託受益証券	1,398,217,268	948,208,305
未収入金	469,219	342,216
未収利息	2	11
流動資産合計	1,400,831,246	957,062,769
資産合計	1,400,831,246	957,062,769
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	2,845,685	2,547,986
未払解約金	469,219	342,216
未払受託者報酬	95,930	68,102
未払委託者報酬	1,822,681	1,293,919
その他未払費用	43,750	43,750
流動負債合計	5,277,265	4,295,973
負債合計	5,277,265	4,295,973
純資産の部		
元本等		
元本	*1 2,845,685,331	*1 2,547,986,001
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	*2 △1,450,131,350	*2 △1,595,219,205
（分配準備積立金）	11,370,427	16,877,227
元本等合計	1,395,553,981	952,766,796
純資産合計	1,395,553,981	952,766,796
負債純資産合計	1,400,831,246	957,062,769

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第6 特定期間 自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日	第7 特定期間 自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日
営業収益		
受取利息	433	725
有価証券売買等損益	266,166,181	△287,749,749
営業収益合計	266,166,614	△287,749,024
営業費用		
受託者報酬	576,851	480,711
委託者報酬	*1 10,960,222	*1 9,133,477
その他費用	262,532	262,500
営業費用合計	11,799,605	9,876,688
営業利益又は営業損失（△）	254,367,009	△297,625,712
経常利益又は経常損失（△）	254,367,009	△297,625,712
当期純利益又は当期純損失（△）	254,367,009	△297,625,712
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	589,443	△2,245,030
期首剰余金又は期首欠損金（△）	△1,755,103,111	△1,450,131,350
剰余金増加額又は欠損金減少額	95,956,502	211,012,883
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	95,956,502	211,012,883
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	12,598,773	44,791,373
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	12,598,773	44,791,373
分配金	*2 32,163,534	*2 15,928,683
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△1,450,131,350	△1,595,219,205

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第6特定期間 (自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日)	第7特定期間 (自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日)
有価証券の 評価基準及 び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証 券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

第6特定期間末 (平成22年1月7日現在)	第7特定期間末 (平成22年7月7日現在)
*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加設 定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 3,001,507,173 円 期中追加設定元本額 23,603,930 円 期中解約元本額 179,425,772 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 2,845,685,331 口	*1 (1) 信託財産に係る期首元本額、期中追加設 定元本額及び期中解約元本額 期首元本額 2,845,685,331 円 期中追加設定元本額 74,305,131 円 期中解約元本額 372,004,461 円 (2) 特定期間末における受益権の総数 2,547,986,001 口
*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は、1,450,131,350円であ ります。	*2 元本の欠損 貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っ ており、その差額は、1,595,219,205円であ ります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第6特定期間 (自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日)
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費 用として委託者報酬の中から支弁している額 1,923,451円
*2 分配金の計算過程 (自 平成21年7月8日 至 平成21年8月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用 を控除した額(2,927,259円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券 売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規 定される収益調整金(22,780,656円)、及び分配準備積立金(30,380,264 円)より分配対象収益は56,088,179円(1万口当たり187.44円)であり、う ち、5,984,082円(1万口当たり20.00円)を分配金額としております。なお、 当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税控除額 (834円)によるものです。

分配金の計算過程

（自 平成21年8月8日 至 平成21年9月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,801,791円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,477,094円）、及び分配準備積立金（26,963,113円）より分配対象収益は51,241,998円（1万口当たり173.68円）であり、うち、5,900,368円（1万口当たり20.00円）を分配金額としております。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税控除額（814円）によるものです。

分配金の計算過程

（自 平成21年9月8日 至 平成21年10月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,665,912円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,444,960円）、及び分配準備積立金（22,666,474円）より分配対象収益は46,777,346円（1万口当たり159.41円）であり、うち、5,868,723円（1万口当たり20.00円）を分配金額としております。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税額控除（1,105円）によるものです。

分配金の計算過程

（自 平成21年10月8日 至 平成21年11月9日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,337,548円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,285,076円）、及び分配準備積立金（18,280,814円）より分配対象収益は41,903,438円（1万口当たり144.04円）であり、うち、5,817,808円（1万口当たり20.00円）を分配金額としております。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税額控除（1,122円）によるものです。

分配金の計算過程

（自 平成21年11月10日 至 平成21年12月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（4,785,976円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（22,037,906円）、及び分配準備積立金（13,657,019円）より分配対象収益は40,480,901円（1万口当たり140.74円）であり、うち、5,751,875円（1万口当たり20.00円）を分配金額としております。なお、当該分配金と損益及び剰余金計算書上の分配金との差額は、外国税額控除（1,132円）によるものです。

分配金の計算過程

（自 平成21年12月8日 至 平成22年1月7日）

計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額（1,637,689円）、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額（0円）、信託約款に規定される収益調整金（21,814,282円）、及び分配準備積立金（12,578,423円）より分配対象収益は36,030,394円（1万口当たり126.60円）であり、うち、2,845,685円（1万口当たり10.00円）を分配金額としております。

第7特定期間 (自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日)	
*1 信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額	1,599,925円
*2 分配金の計算過程 (自 平成22年1月8日 至 平成22年2月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(756,375円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(21,266,168円)、及び分配準備積立金(11,142,669円)より分配対象収益は33,165,212円(1万口当たり119.57円)であり、うち、2,773,721円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	
分配金の計算過程 (自 平成22年2月9日 至 平成22年3月8日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(2,038,325円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,987,275円)、及び分配準備積立金(9,008,174円)より分配対象収益は32,033,774円(1万口当たり117.03円)であり、うち、2,737,067円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	
分配金の計算過程 (自 平成22年3月9日 至 平成22年4月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(1,827,918円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,443,910円)、及び分配準備積立金(8,126,918円)より分配対象収益は30,398,746円(1万口当たり114.02円)であり、うち、2,665,960円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	
分配金の計算過程 (自 平成22年4月8日 至 平成22年5月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(9,248,232円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,137,542円)、及び分配準備積立金(7,199,131円)より分配対象収益は36,584,905円(1万口当たり139.41円)であり、うち、2,623,828円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	
分配金の計算過程 (自 平成22年5月8日 至 平成22年6月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(8,675,500円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,285,270円)、及び分配準備積立金(13,324,136円)より分配対象収益は42,284,906円(1万口当たり163.88円)であり、うち、2,580,121円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	
分配金の計算過程 (自 平成22年6月8日 至 平成22年7月7日) 計算期間末における解約に伴う当期純損益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(246,748円)、解約に伴う当期純損益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し繰越欠損金を補填した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(20,050,437円)、及び分配準備積立金(19,178,465円)より分配対象収益は39,475,650円(1万口当たり154.92円)であり、うち、2,547,986円(1万口当たり10.00円)を分配金額としております。	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	第6特定期間 (自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日)	第7特定期間 (自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日)
1.金融商品に 対する取組方 針	—	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の 内容及び金融 商品に係るリ スク	—	当ファンドが親投資信託受益証券を通じて実質的に保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（株価指数先物取引及び為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カウンターリスク、投資銘柄の集中リスクを有しております。
3.金融商品に 係るリスク管 理体制	—	委託会社では、金融商品に係るリスク全般について複数の部署及び会議体において組織的に管理を行っております。これら金融商品に係るリスクについては、パフォーマンス評価及び投資運用委員会により定期的に検証を行い、その結果に基づき関連所轄部門に対する是正勧告を行っております。また、運用部門においては、運用管理の一環として、個別銘柄のチェックやポートフォリオのモニタリングを行っております。さらに、フロント・オフィスとバック・オフィスが分離されていることに加えて、独立した管理部門及び法務・コンプライアンス部によるリスク管理体制が敷かれています。
4.金融商品の 時価等に関す る事項の補足 説明	—	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	第6特定期間末 (平成22年1月7日現在)	第7特定期間末 (平成22年7月7日現在)
1.貸借対照表 計上額、時価 及びこれらの 差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定 方法	—	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 (3) 上記以外の金融商品 — コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

第6特定期間末
(平成22年1月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	1,398,217,268	32,038,802
合 計	1,398,217,268	32,038,802

第7特定期間末
（平成22年7月7日現在）

売買目的有価証券（単位：円）

種 類	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	197,583
合 計	197,583

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（一口当たり情報に関する注記）

第6特定期間末 （平成22年1月7日現在）		第7特定期間末 （平成22年7月7日現在）	
一口当たり純資産額	0.4904 円	一口当たり純資産額	0.3739 円
（一万口当たり純資産額	4,904 円）	（一万口当たり純資産額	3,739 円）

（４）【附属明細表】**第1 有価証券明細表****①株式**

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額	評価額（円）	備考
親投資信託 受 益 証 券	BNPパリバ欧州高配当・ 成長株式マザーファンド	1,975,845,605	948,208,305	
合 計		1,975,845,605	948,208,305	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数字は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは「BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は同親投資信託の受益証券であります。なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（1）貸借対照表

区 分	注記 番号	（平成22年1月7日現在）	（平成22年7月7日現在）
		金 額（円）	金 額（円）
資産の部			
流動資産			
預金		21,484,431	43,300,760
コール・ローン		16,407,119	97,180,202
株式		12,265,706,238	7,514,976,047
未収配当金		20,625,423	26,928,839
未収利息		22	133
差入委託証拠金		125,056,864	-
流動資産合計		12,449,280,097	7,682,385,981
資産合計		12,449,280,097	7,682,385,981
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		30,818,060	960
未払解約金		13,424,869	11,953,565
流動負債合計		44,242,929	11,954,525
負債合計		44,242,929	11,954,525
純資産の部			
元本等			
元本	※1	20,159,457,596	15,985,037,339
剰余金			
剰余金又は欠損金（△）	※2	△ 7,754,420,428	△ 8,314,605,943
元本等合計		12,405,037,168	7,670,431,456
純資産合計		12,405,037,168	7,670,431,456
負債純資産合計		12,449,280,097	7,682,385,981

（注）親投資信託の計算期間は、原則として毎年2月1日から翌年1月31日までであります。

（2）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

区分	（自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日）	（自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日）
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	株式 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	（1）先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。 （2）為替予約取引 個別法に基づき原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値で評価しております。	（1）先物取引 同左 （2）為替予約取引 同左
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条及び61条に基づき処理しております。	外貨建取引等の処理基準 同左

（貸借対照表に関する注記）

	(平成22年1月7日現在)		(平成22年7月7日現在)
*1 (1) 元本の推移		*1 (1) 元本の推移	
本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	26,152,654,126 円	本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	20,159,457,596 円
同期中における追加設定元本額	155,194,799 円	同期中における追加設定元本額	285,611,931 円
同期中における解約元本額	6,148,391,329 円	同期中における解約元本額	4,460,032,128 円
同期末における元本の内訳		同期末における元本の内訳	
BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型)	17,887,042,077 円	BNPパリバ欧州高配当・成長株式ファンド(毎月分配型)	14,009,191,794 円
BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資(毎月分配型)	2,272,415,519 円	BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資(毎月分配型)	1,975,845,605 円
計	20,159,457,596 円	計	15,985,037,399 円
(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	20,159,457,596 口	(2) 本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日における受益権の総数	15,985,037,399 口
*2 元本の欠損		*2 元本の欠損	
貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、7,754,420,428円であります。		貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は、8,314,605,943円であります。	

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

	(自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日)	(自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日)
1.金融商品に対する取組方針	—	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対する投資を行っております。
2.金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	—	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券（株式）、デリバティブ取引（株価指数先物取引及び為替予約取引）、金銭債権及び金銭債務であります。これらは、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、流動性リスク、カントリーリスク、投資銘柄の集中リスクを有しております。 当ファンドが行うデリバティブ取引については、株価指数先物取引を価格変動リスクを回避するために、また為替予約取引を保有外貨建資産の売買代金、配当金の受取または支払いのために利用しております。
3.金融商品に係るリスク管理体制	—	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。
4.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	—	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

	(平成22年1月7日現在)	(平成22年7月7日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	—	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2.時価の算定方法	—	(1) 有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 (2) デリバティブ取引 「（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 コールローン等の金銭債権及び金銭債務については、短期間で決済されることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

(平成22年1月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	貸 借 対 照 表 計 上 額	当 計 算 期 間 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額
株 式	12,265,706,238	2,381,403,217
合 計	12,265,706,238	2,381,403,217

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(平成22年7月7日現在)

売買目的有価証券

(単位：円)

種 類	当 計 算 期 間 の 損 益 に 含 ま れ た 評 価 差 額
株 式	△ 747,514,601
合 計	△ 747,514,601

(注) 当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当該親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

I. 取引の状況に関する事項

(自 平成21年7月8日 至 平成22年1月7日)		(自 平成22年1月8日 至 平成22年7月7日)	
1. 取引の内容 当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、 株価指数先物取引及び為替予約取引であります。		1. 取引の内容 —	
2. 取引に対する取組みと利用目的 株価指数先物取引を価格変動リスクを回避するた めに利用しております。また、保有外貨建資産の 売買代金、配当金の受取または支払いのために為 替予約を行っております。		2. 取引に対する取組みと利用目的 —	
3. 取引に係るリスクの内容 株価指数先物取引に係る主要なリスクは対象指数 の値動きによる価格変動リスクであります。為替 予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動 による価格変動リスク及び取引相手の信用状況 の変化により損失が発生する信用リスクでありま す。		3. 取引に係るリスクの内容 —	
4. 取引に係るリスク管理体制 組織的な管理体制により、日々ポジション、並び に評価金額及び評価損益の管理を行っております。 なお、リスク管理はデリバティブだけに限定 して行っておりません。デリバティブと現物資産 等を総合し、各信託財産全体でのリスク管理をリ スクの種類ごとに行っております。		4. 取引に係るリスク管理体制 —	
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 取引の時価等に関する事項についての契約額等 は、あくまでもデリバティブ取引における名目的 な契約額または計算上の想定元本であり、当該金 額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示 すものではありません。		5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明 —	

II. 取引の時価等に関する事項

(株式関連)

(単位:円)

区 分		(平成22年1月7日現在)				(平成22年7月7日現在)			
		契約額等	うち1年以内	時 価	評価損益	契約額等	うち1年以内	時 価	評価損益
市場取引	株価指数先物取引								
	売建	914,478,760	-	945,296,820	△ 30,818,060	-	-	-	-
合 計		914,478,760	-	945,296,820	△30,818,060	-	-	-	-

(通貨関連)

(単位:円)

区 分		(平成22年1月7日現在)				(平成22年7月7日現在)			
		契約額等	うち1年以内	時 価	評価損益	契約額等	うち1年以内	時 価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売建								
	ノルウェークローネ	-	-	-	-	3,284,640	-	3,285,600	△ 960
合 計		-	-	-	-	3,284,640	-	3,285,600	△ 960

(注) 時価等の算定方法

1. 株価指数先物取引

(1)①時価算定については、原則として、本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しております。

②同特定期間末日において時価が発表されていない場合は、同特定期間末日に最も近い最終相場や気配値等を用いております。

- (2)残高は、契約額ベースで表示しております。
- (3)契約額等には手数料相当額を含んでおります。

2. 為替予約取引

- (1)本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。
- ① 同特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という。）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合
は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

② 同特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、以下の方法によっています。
 - ・ 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該
日に最も近い前後二つの対顧客先物売買相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・ 同特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている
対顧客先物売買相場の仲値を用いています。
- (2)同特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、同特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値
で評価しております。
- (3)換算において円未満の端数は切り捨てております。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(一口当たり情報に関する注記)

(平成22年1月7日現在)		(平成22年7月7日現在)	
一口当たり純資産額	0.6153 円	一口当たり純資産額	0.4799 円
(一万口当たり純資産額	6,153 円)	(一万口当たり純資産額	4,799 円)

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

①株式

通貨	銘柄	株式数	評 価 額		備考
			単 価	金 額	
英ポンド					
	TESCO PLC	940,545	3.91	1,331,530.95	
	AVIVA PLC	78,010	3.30	257,745.04	
	BRIT AMER TOBACC	92,671	21.72	2,012,350.76	
	IMPERIAL TOBACCO GRO	90,922	18.82	1,711,152.04	
	HSBC HLDGS PLC	374,711	6.16	2,307,845.04	
	PRUDENTIAL PLC	117,577	5.03	591,412.31	
	SCOTTISH & SOUTH	63,494	11.50	730,181.00	
	BP PLC	273,294	3.46	944,230.77	
	ASTRAZENECA	5,341	31.43	167,867.63	
	ADMIRAL GROUP PLC	48,842	14.18	692,579.56	
	CENTRICA PLC	88,163	2.99	263,783.69	
	ROYAL DUTCH SHELL CL	116,186	15.91	1,847,938.33	
	NATIONAL GRID PL	289,129	4.90	1,417,599.48	
	VODAFONE GROUP	1,261,650	1.40	1,769,464.12	
	REED ELSEVIER PLC	57,070	5.01	285,635.35	
英ポンド 小計		3,297,605	-	16,331,316.07 (2,167,492,268)	
スイスフラン					
	NOVARTIS AG-REG	80,336	51.30	4,121,236.80	
	ROCHE HOLDING	25,606	146.80	3,758,960.80	
	NESTLE SA-REG	51,941	51.15	2,656,782.15	
	CREDIT SUISSE GROUP-	44,435	41.78	1,856,494.30	
	SWISS RE-REG	9,483	45.21	428,726.43	
	SWISS LIFE HOLDING A	3,630	102.70	372,801.00	
スイスフラン 小計		215,431	-	13,195,001.48 (1,089,511,272)	
スウェーデンクローナ					
	HENNES & MAURI-B	61,438	218.00	13,393,484.00	
	TELIA AB	66,236	51.60	3,420,873.60	
スウェーデンクローナ 小計		127,734	-	16,814,357.60 (193,533,255)	
ノルウェークローネ					
	PROSAFE SE	167,958	26.74	4,491,196.92	
	FRED OLSEN ENERGY AS	26,070	183.50	4,783,845.00	
	STATOIL ASA	114,388	126.30	14,447,204.40	
	SEADRILL LTD	63,238	128.50	8,133,793.00	
ノルウェークローネ 小計		371,714	-	31,856,039.32 (436,427,738)	
ユーロ					
	FONDIARIA-SAI SPA	36,212	7.79	282,091.48	
	ENI SPA	23,432	15.04	352,417.28	
	SNAM RETE GAS	211,955	3.40	720,647.00	
	TELECOM ITAL-RNC	663,825	0.73	485,919.90	
	ATLANTIA SPA	19,339	15.07	291,438.73	

TELEKOM AUSTRIA AG	56,280	9.17	515,918.76
KONINKLIJKE KPN	111,957	10.46	1,164,237.43
PHILIPS ELECTRONICS	63,139	24.63	1,555,113.57
FUGRO NV-CVA	10,756	39.60	425,937.60
UNILEVER NV-CVA	81,318	22.30	1,813,391.40
SBM OFFSHORE NV	28,699	11.98	343,814.02
BOSKALIS WESTMINSTER	32,624	32.66	1,065,336.72
BANK OF CYPRUS	85,053	3.50	297,685.50
OPAP SA	28,055	11.00	308,605.00
BANCO BILBAO VIZCAYA	32,688	8.81	287,981.28
RED ELECTRICA DE ESP	22,382	30.48	682,203.36
TELEFONICA SA	26,773	15.52	415,516.96
IBERDROLA SA	60,254	4.89	294,883.07
DEUTSCHE POST AG-REG	106,884	12.62	1,348,341.66
E.ON AG	40,066	22.52	902,085.99
BAYER AG	51,797	44.82	2,321,541.54
BASF SE	34,288	44.51	1,526,158.88
ALLIANZ	22,384	81.20	1,817,580.80
SIEMENS	18,326	71.45	1,309,392.70
DEUTSCHE TELEKOM	113,217	9.70	1,098,657.76
DEUTSCHE BOERSE AG	25,958	51.15	1,327,751.70
WINCOR NIXDORF AG	7,698	45.72	351,914.07
OUTOKUMPU OYJ	20,295	12.85	260,790.75
NOKIA OYJ	142,226	6.73	957,180.98
KONECRANES OYJ	16,699	21.58	360,364.42
SCHNEIDER ELECTRIC	3,673	82.30	302,287.90
VIVENDI	33,407	16.76	559,734.28
FRANCE TELECOM SA	71,532	14.76	1,055,454.66
PINAULT PRINTEMPS RE	2,848	99.65	283,803.20
SANOFI AVENTIS	2,711	47.04	127,511.88
AXA	18,122	12.59	228,065.37
GDF SUEZ	11,252	23.86	268,472.72
EUTELSAT COMMUNI	12,152	25.67	311,941.84
TOTAL SA	64,223	36.64	2,353,130.72
VINCI SA	18,560	34.66	643,289.60
SUEZ ENVIRONNEMENT S	29,842	13.43	400,778.06
SES	82,784	17.18	1,422,229.12
ユーロ 小計	2,545,085	-	32,841,599.66 (3,628,011,514)
合計	株 6,557,569		7,514,976,047 (7,514,976,047)

（注1）通貨種類毎の小計欄の（ ）内は邦貨換算額（単位：円）であります。

（注2）小計・合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係わるもので内書であります。

（注3）外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄 数	組入株式 時価比率	合計金額に 対する比率
英 国	株式15銘柄	100%	28.8%
ス イ ス フ ラ ン	株式6銘柄	100%	14.5%
ス ウ ェーデン ク ロ ー ナ	株式2銘柄	100%	2.6%
ノ ル ウ ェー ク ロ ー ネ	株式4銘柄	100%	5.8%
ユ ー ロ	株式42銘柄	100%	48.3%

②株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(2) 注記表（デリバティブ取引に関する注記）Ⅱ．取引の時価等に関する事項で記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】平成22年8月31日

種類	金額/単位
I 資産総額	905,605,844円
II 負債総額	9,112,534円
III 純資産総額(I － II)	896,493,310円
IV 発行済口数	2,386,393,133口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.3757円

(参考)

BNPパリバ欧州高配当・成長株式マザーファンドの現況

純資産額計算書 平成22年8月31日

種類	金額/単位
I 資産総額	7,473,945,319円
II 負債総額	143,662,445円
III 純資産総額(I － II)	7,330,282,874円
IV 発行済口数	15,126,032,115口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	0.4846円

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換の手続き等

該当事項はありません。

当ファンドの受益権は、振替受益権であり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額（平成22年8月末現在）

資本金 4億5,000万 円
発行株式総数 50,000 株
発行済株式総数 9,000 株
株式 記名式・額面 100,000 円
平成12年5月10日に7,000万円の増資
平成12年12月26日に1億2,000万円の増資
平成13年9月26日に3,000万円の増資
平成13年11月30日に1億7,500万円の増資
平成14年9月27日に1億5,000万円の増資
平成17年3月30日に8億500万円の減資
平成17年3月30日に3億1,000万円の増資
平成21年6月30日に4億5,000万円の増資
平成22年2月5日に4億5,000万円の減資

b. 委託会社等の機構（平成22年8月末現在）

- (1) 3名以上の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済株式総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとし、欠員の補充または増員により就任した取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役1名以上を選任します。また、取締役の中から役付取締役を選任することができます。

取締役会は、代表取締役が招集し、議長となります。代表取締役に事故ある時、または代表取締役が取締役会を招集しようとし、しない時もしくは議長となろうとし、しない時は、取締役会が予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、会日の1週間前にこれを発します。取締役および監査役全員の一致の同意がある時は、招集通知を省略し、または招集期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

(2) 運用の意思決定プロセス

- ① 運用部が独自に行う調査およびビー・エヌ・ピー・パリバ グループの資産運用部門が提供する内外の経済情勢および個別企業の分析情報に基づき、運用部において投資環境（内外経済・産業動向・株式および債券市場・為替市場等）の分析を行います。
- ② 運用部のファンド・マネジャーは、以上の分析結果をふまえ、各ファンドの運用の基本方針にしたがって具体的な投資方針を決定し、その投資方針に基づく具体的な運用戦略や投資計画を作成し実際の投資行動を行います。
- ③ 運用を外部に委託するファンドにおいては、原則として、委託先が約款上の運用の基本方針にしたがって独自に運用戦略や投資計画を作成し運用の指図を行います。
- ④ 運用内容やファンド・マネジャーの投資行動のチェックは、運用部から独立した管理部門のスタッフがこれを担当し、運用部へのフィードバックおよび担当取締役への報告を行うことにより、質の高い運用体制を維持できるように努めます。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

委託会社が運用するファンドの本数及び純資産総額合計額は以下の通りです。（平成22年8月末現在）

種類	ファンド数（本）	純資産総額合計額(単位：億円)
追加型株式投資信託	80	4,134
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	33	795
単位型公社債投資信託	30	547
合計	143	5,477

※純資産総額合計額の金額については、億円未満の端数を切り捨てして記載しており、表中の個々の金額と合計欄の金額は一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定に基づき、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第12期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】

期別		第11期 (平成21年 3月31日現在)		第12期 (平成22年 3月31日現在)	
資産の部					
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
流動資産	＊ 2	千円	千円	千円	千円
預金			142,714		650,883
前払費用			19,706		21,476
未収委託者報酬			365,880		630,040
未収運用受託報酬			94,114		79,709
未収投資助言報酬			61,005		68,017
未収収益			16,411		16,185
未収入金			29,222		8,019
未収還付法人税等			45,879		—
流動資産計				774,935	
固定資産	＊ 1 ＊ 1				
有形固定資産			105,913		96,126
建物		102,111		93,220	
器具備品		3,801		2,905	
無形固定資産			2,824		2,288
ソフトウェア		1,699		1,163	
その他		1,124		1,124	
投資その他の資産			157,915		157,154
長期差入保証金		151,715		151,154	
投資有価証券		6,000		—	
その他	200		6,000		
固定資産計			266,653		255,568
資産合計			1,041,588		1,729,903

期別		第11期 (平成21年 3 月31日現在)		第12期 (平成22年 3 月31日現在)	
負債の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
流動負債					
預り金			16,396		78,131
未払金			353,734		544,232
未払手数料		171,818		313,366	
未払委託調査費		152,884		196,124	
その他未払金		29,032		34,742	
未払費用			53,856		57,143
賞与引当金			43,709		41,815
役員賞与引当金			7,631		5,179
未払法人税等			—		3,895
流動負債計			475,328		730,397
固定負債					
退職給付引当金			304,191		347,596
役員退職慰労引当金			43,790		10,050
固定負債計			347,981		357,646
負債合計			823,310		1,088,043
純資産の部					
科目	注記 番号	内 訳	金 額	内 訳	金 額
		千円	千円	千円	千円
株主資本					
資本金			450,000		450,000
資本剰余金			37,200		457,777
資本準備金		37,000		7,777	
その他資本剰余金		200		450,000	
利益剰余金			△268,923		△265,918
利益準備金		75,500		75,500	
その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		△344,423		△341,418	
株主資本合計			218,277		641,859
純資産合計			218,277		641,859
負債・純資産合計			1,041,588		1,729,903

（２）【損益計算書】

期別		第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
科目	注記 番号	内訳	金額	内訳	金額
		千円	千円	千円	千円
営業収益					
委託者報酬			2,912,661		2,287,627
運用受託報酬			189,624		228,150
投資助言報酬			210,935		214,404
その他営業収益			69,521		63,660
営業収益計			3,382,743		2,793,843
営業費用					
支払手数料			1,342,714		1,058,102
広告宣伝費			34,680		7,306
調査研究費			62,550		51,923
委託調査費			630,546		513,358
委託計算費			108,158		97,072
営業雑経費			88,521		53,136
印刷費		85,007		49,900	
協会費		3,514		3,235	
営業費用計			2,267,170		1,780,901
一般管理費					
給料			821,408		825,549
役員報酬		81,717		72,320	
給料・手当		608,765		605,972	
賞与		130,925		147,256	
業務委託費			125,807		105,244
交際費			2,879		549
旅費交通費			34,404		16,160
事業税			4,414		5,135
租税公課			1,840		8,132
不動産賃借料			208,180		211,357
賞与引当金繰入額			43,709		41,815
役員賞与引当金繰入額			7,631		5,179
退職金			410		—
退職給付費用			71,250		55,464
役員退職慰労金			—		3,594
役員退職慰労引当金繰入額			4,915		10,050
固定資産減価償却費			10,516		10,613
諸経費			83,308		70,134
一般管理費計			1,420,675		1,368,979
営業利益又は営業損失（△）			△305,103		△356,037
営業外収益					
受取利息	* 1	1,582		562	
受取違約金		3,256		13,026	
雑益		1,130		2,189	
営業外収益計			5,969		15,778
営業外費用					
雑損失			—		208
経常利益又は経常損失（△）			△299,133		△340,468
税引前当期純利益又は税引前当期純損失（△）			△299,133		△340,468
法人税、住民税及び事業税		1,744		950	
法人税等調整額		49,775	51,519	—	950
当期純利益又は当期純損失（△）			△350,652		△341,418

（３）【株主資本等変動計算書】

第11期
自 平成20年4月1日
至 平成21年3月31日

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	—
	当期末残高	37,000
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	—
	当期末残高	200
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	—
	当期末残高	37,200
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	6,229
	当期変動額	—
	当期末残高	△350,652
利益剰余金合計	前期末残高	81,729
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	△268,923
株主資本合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277
純資産合計	前期末残高	568,930
	当期変動額	△350,652
	当期末残高	218,277

第12期

自 平成21年4月1日

至 平成22年3月31日

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	450,000
	当期変動額	新株の発行 450,000
		その他資本剰余金へ振替 △450,000
	当期変動額合計	—
	当期末残高	450,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	37,000
	当期変動額	新株の発行 315,000
		その他利益剰余金へ振替 △344,223
	当期変動額合計	△29,223
	当期末残高	7,777
その他資本剰余金	前期末残高	200
	当期変動額	その他利益剰余金へ振替 △200
		資本金から振替 450,000
	当期変動額合計	449,800
	当期末残高	450,000
資本剰余金合計	前期末残高	37,200
	当期変動額	420,577
	当期末残高	457,777
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	75,500
	当期変動額	—
	当期末残高	75,500
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	△344,423
	当期変動額	剰余金の配当 —
		資本剰余金から振替 344,423
		当期純損失 △341,418
	当期変動額合計	3,005
利益剰余金合計	当期末残高	△341,418
	前期末残高	△268,923
	当期変動額	3,005
株主資本合計	当期末残高	△265,918
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
純資産合計	当期末残高	641,859
	前期末残高	218,277
	当期変動額	423,582
	当期末残高	641,859

重要な会計方針

項目	期別 第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	その他の有価証券 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用して おります。	その他の有価証券 同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 なお、ソフトウェア（自社利用）につ いては、社内における見込み利用可能 期間（5年）による定額法を採用して おります。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員への賞与支給に備えるため、支 給見込み額のうち当事業年度に負担す べき額を計上しております。 (2) 役員賞与引当金 役員への賞与支給に備えるため、支給 見込み額のうち当事業年度に負担すべ き額を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職金の支払いに備えて、当 社退職金規定に基づく自己都合退職金 要支給額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内 規に基づく期末要支給額を計上してお ります。	(1) 賞与引当金 同左 (2) 役員賞与引当金 同左 (3) 退職給付引当金 同左 (4) 役員退職慰労引当金 同左
4. その他財務諸表作成のため の重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜き方式に よっております。ただし、資産に係る控除 対象外消費税等については、発生事業年 度の期間費用としております。

会計方針の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（リース取引に関する会計基準等） 当事業年度より平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 この変更に伴う損益に与える影響はありません。	—

表示方法の変更

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
（貸借対照表） 前事業年度に流動資産に表示しておりました「未収投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「未収運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「未収投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「未収運用受託報酬」は88,882千円、「未収投資助言報酬」は268,797千円であります。 前事業年度に流動負債の「未払手数料」に含めて表示しておりました「未払委託調査費」は、重要性が増したため当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「未払委託調査費」は300,515千円であります。 （損益計算書） 前事業年度まで営業収益に表示しておりました「投資顧問料」は、当事業年度より、投資一任契約に係る報酬である「運用受託報酬」及び投資顧問（助言）契約に係る報酬である「投資助言報酬」に分けて表示しております。 なお、前事業年度の「運用受託報酬」は270,544千円、「投資助言報酬」は239,080千円であります。 前事業年度において営業費用の「支払手数料」に含めて表示しておりました「委託調査費」については、重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。 なお、前事業年度の「委託調査費」は704,328千円、であります。	—

注記事項

（貸借対照表関係）

第11期 (平成21年3月31日現在)		第12期 (平成22年3月31日現在)	
＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。		＊1 有形固定資産の減価償却累計額は次の通りです。	
建物	12,189千円	建物	21,080千円
器具備品	7,234千円	器具備品	8,009千円
＊2 関係会社項目		＊2 関係会社項目	
預金	62,244千円	預金	449,400千円

（損益計算書関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日		第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日	
＊1 関係会社取引項目		＊1 関係会社取引項目	
受取利息	1,400千円	受取利息	470千円

（株主資本等変動計算書関係）

（株主資本等変動計算表）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	—	—	4,500	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日					
1. 発行済株式に関する事項					
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）	
普通株式	4,500	4,500	—	9,000	
2. 配当に関する事項					
(1) 配当金支払額					
決議	株式の種類	配当金の 総額（千円）	一株当り 配当額（円）	基準日	効力発生日
—	—	—	—	—	—
(2) 基準日が当該事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの					
—					

（リース取引関係）

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日						
リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。	(1) ファイナンス・リース取引は重要性が低いため、注記を省略しております。 (2) オペレーティング・リース取引（借主側）は次の通りであります。 オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものにかかる未経過リース料 <table> <tr> <td>1年内</td><td>139,855千円</td></tr> <tr> <td>1年超</td><td>221,437千円</td></tr> <tr> <td>合計</td><td>361,292千円</td></tr> </table>	1年内	139,855千円	1年超	221,437千円	合計	361,292千円
1年内	139,855千円						
1年超	221,437千円						
合計	361,292千円						

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
(1) 金融商品に対する取組方針 当社は主として、投資信託委託業者としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収委託者報酬、未払手数料及び未払委託調査費はこれらの業務にかかる債権債務であります。 当社は事業資金を自己資金により賄っており、一時的な余裕資金は安全性の高い金融商品で運用しております。デリバティブは利用しておりません。 (2) 金融商品の内容及びそのリスク 預金は大部分が親会社に対するものであり、すべて高格付けの金融機関に対する短期の預金であることから、リスクは僅少であります。未収委託者報酬は、信託財産の分別管理により担保されており、リスクは認められません。長期差入保証金は信用リスクに晒されております。未払手数料及び未払委託調査費は、当社が受取った報酬の内から支払われるものであり、リスクは認められません。 (3) 金融商品に係るリスク管理体制 ①信用リスク 営業債権の信用リスクは、クライアント・アクセプタンス・コミッティーによる審査と営業部によるモニタリングにより管理しております。長期差入保証金は信用リスクに晒されておりますが、総務・業務部が相手先の財務状況を定期的にモニタリングしております。 ②市場リスク（為替や金利等の変動リスク） 当社の保有する営業債権・債務は短期金融商品に限定されているため、これらに関する市場リスクは非常に低いものと考えております。 ③流動性リスク 当社は余剰資金を預金のみで運用しております。随時資金繰表を更新し、運転資金の状況を把握することにより流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第12期
自 平成21年4月1日
至 平成22年3月31日

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	650,883	650,883	—
(2) 未収委託者報酬	630,040	630,040	—
(3) 長期差入保証金	151,154	147,695	3,459
資産計	1,432,077	1,428,618	3,459
(1) 未払手数料	313,366	313,366	—
(2) 未払委託調査費	196,124	196,124	—
負債計	509,490	509,490	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 預金

預金はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬

営業債権はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、その将来キャッシュフローを適切な利率で割り引いた現在価値により算定しています。

負債

(1) 未払手数料、未払委託調査費

これらの営業債務はすべて短期であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	650,883	—	—	—
未収委託者報酬	630,040	—	—	—
長期差入保証金	—	151,154	—	—

追加情報

当事業年度より「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(有価証券関係)

第11期 (平成21年3月31日現在)	第12期 (平成22年3月31日現在)
(1) 時価のある有価証券 該当事項はありません。	重要性が低いため記載を省略しております。
(2) 時価評価されていない有価証券 その他有価証券 非上場株式 6,000千円	

(デリバティブ取引関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(退職給付関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
1. 採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>304,191千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>304,191千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>71,250千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	304,191千円	(2) 退職給付引当金	304,191千円	勤務費用	71,250千円	1. 採用している退職給付制度の概要 同左 2. 退職給付債務 <table> <tr> <td>(1) 退職給付債務</td><td>347,596千円</td></tr> <tr> <td>(2) 退職給付引当金</td><td>347,596千円</td></tr> </table> 3. 退職給付費用 <table> <tr> <td>勤務費用</td><td>55,464千円</td></tr> </table>	(1) 退職給付債務	347,596千円	(2) 退職給付引当金	347,596千円	勤務費用	55,464千円
(1) 退職給付債務	304,191千円												
(2) 退職給付引当金	304,191千円												
勤務費用	71,250千円												
(1) 退職給付債務	347,596千円												
(2) 退職給付引当金	347,596千円												
勤務費用	55,464千円												

(税効果会計関係)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日																																																
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>123,775</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>17,785</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>17,818</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>3,575</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>1,368</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>96,278</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>260,602</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△260,602</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	123,775	賞与引当金	17,785	役員退職慰労引当金超過額	17,818	未払費用	3,575	その他	1,368	繰越欠損金	96,278	繰延税金資産小計	260,602	評価性引当金	△260,602	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 (単位：千円) <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td></td></tr> <tr> <td>退職給付引当金超過額</td><td>141,437</td></tr> <tr> <td>賞与引当金</td><td>19,121</td></tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金超過額</td><td>4,089</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>4,014</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>3,963</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>206,460</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>379,084</td></tr> <tr> <td>評価性引当金</td><td>△ 379,084</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金負債</td><td>—</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産の純額</td><td>—</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳 当事業年度は税引前当期純損失を計上したため、差異の原因についての記載を省略しております。	繰延税金資産		退職給付引当金超過額	141,437	賞与引当金	19,121	役員退職慰労引当金超過額	4,089	未払費用	4,014	その他	3,963	繰越欠損金	206,460	繰延税金資産小計	379,084	評価性引当金	△ 379,084	繰延税金資産合計	—	繰延税金負債	—	繰延税金資産の純額	—
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	123,775																																																
賞与引当金	17,785																																																
役員退職慰労引当金超過額	17,818																																																
未払費用	3,575																																																
その他	1,368																																																
繰越欠損金	96,278																																																
繰延税金資産小計	260,602																																																
評価性引当金	△260,602																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																
繰延税金資産																																																	
退職給付引当金超過額	141,437																																																
賞与引当金	19,121																																																
役員退職慰労引当金超過額	4,089																																																
未払費用	4,014																																																
その他	3,963																																																
繰越欠損金	206,460																																																
繰延税金資産小計	379,084																																																
評価性引当金	△ 379,084																																																
繰延税金資産合計	—																																																
繰延税金負債	—																																																
繰延税金資産の純額	—																																																

(関連当事者関係)

1. 関連当事者との取引

第11期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,198 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	—	預金	62,244

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

追加情報

当事業年度より「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

第12期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ	Boulevard des Italiens Paris, France	2,369 百万ユーロ	銀行業	直接 0.0% 間接 99.83%	当座預金及び定期預金契約の締結	資金の預入(注1)	—	預金	449,400

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社の子会社	ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント ブラジル	Comissao de Valores Mobiliarios	2,369 百万リアル	資産運用業	無し	運用再委託契約の締結	委託調査費の支払(注2)	331,610	未払委託調査費	144,534

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注2) 委託調査費の支払については、ファンドの約款に提示された料率を基礎として決定しています。

2. 親会社に関する情報

(1) 親会社情報

ビー・エヌ・ピー・パリバ インベストメント・パートナーズ エス・エイ（非上場）

ビー・エヌ・ピー・パリバ（ユーロネクスト・パリに上場）

（１株当たり情報）

第11期 自 平成20年４月１日 至 平成21年３月31日		第12期 自 平成21年４月１日 至 平成22年３月31日	
１株当たり純資産	48,506円	１株当たり純資産	71,317円
１株当たり当期純損失	77,922円	１株当たり当期純損失	43,272円
損益計算書上の当期純損失	350,652千円	損益計算書上の当期純損失	341,418千円
１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	350,652千円	１株当たり当期純損失の算定に用いられた普通株式に係る当期純損失	341,418千円
差額	－	差額	－
期中平均株式数・普通株式	4,500株	期中平均株式数・普通株式	7,890株
なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後１株当たり当期純損失金額については、新株引受権付社債及び転換社債型新株引受権付社債を発行していないため記載しておりません。	

(重要な後発事象)

第11期 自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日	第12期 自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日												
該当ありません。	(吸収合併) ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社は平成22年5月12日付で吸収合併契約を締結しております。 (1) 企業結合の概要 1) 結合当事企業の名称及びその事業内容 結合企業： 名称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 被結合企業： 名称：フォルティス・アセットマネジメント株式会社 主要な事業内容： 投資顧問業務 証券投資信託委託業者としての業務 資産の管理及び運用に関する情報提供・コンサルタント業務 事業の規模 被結合企業の直前期（平成21年12月期）の概要 <table data-bbox="970 1055 1414 1223"> <tr> <td>営業収益</td><td>3,618,439千円</td></tr> <tr> <td>当期純損失</td><td>96,515千円</td></tr> <tr> <td>総資産額</td><td>3,661,567千円</td></tr> <tr> <td>総負債額</td><td>1,838,461千円</td></tr> <tr> <td>純資産額</td><td>1,823,106千円</td></tr> <tr> <td>従業員数</td><td>59名</td></tr> </table> 2) 企業結合日 合併効力発生日については、平成22年7月1日を予定しております。 3) 企業結合の法的形式 ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併 4) 企業結合後の名称 BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社 5) 取引の概要 本合併は、事業基盤を強化する経営方針の下、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の日本における事業展開を更に加速するため、財務体質の強化を図ることを目的として、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社を存続会社とする吸収合併を行う予定です。なお、合併による新株式の発行及び資本金の増加はありません。 (2) 実施する会計処理の概要 当該合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。	営業収益	3,618,439千円	当期純損失	96,515千円	総資産額	3,661,567千円	総負債額	1,838,461千円	純資産額	1,823,106千円	従業員数	59名
営業収益	3,618,439千円												
当期純損失	96,515千円												
総資産額	3,661,567千円												
総負債額	1,838,461千円												
純資産額	1,823,106千円												
従業員数	59名												

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更等

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で定款の一部を変更しました。

変更事項	商号変更、株式の議決権行使の基準日、株主総会の招集者（議長）の定め、取締役会の議長の選定の定め
変更年月日	平成22年7月1日

(2) 訴訟事件その他の重要事項

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社とフォルティス・アセットマネジメント株式会社との平成22年7月1日付の合併に伴い、同日付で「BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社」に社名変更致しました。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

①名 称：住友信託銀行株式会社

②資本金の額：342,037百万円（平成22年3月末現在）

③事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

・名 称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

・資本金の額：51,000百万円（平成22年3月末現在）

・業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

①名 称	②資本金の額 (平成22年3月末現在)	③事業の内容
株式会社西日本シティ銀行	85,745百万円	銀行法に基づき銀行業を営みます。
西日本シティTT証券株式会社 [※]	1,575百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

※ 西日本シティTT証券株式会社の資本金の額は、平成22年5月6日現在のものです。

(3) 投資顧問会社

①名 称：ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント エス・エイ・エス

②資本の額：62百万ユーロ（平成21年12月末現在）

③事業の内容：フランス籍の会社であり、内外の有価証券等に係る投資顧問業務およびその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務等を行います。

(2) 販売会社：販売会社として、募集・販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・一部解約金・償還金の支払いならびに収益分配金の再投資に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社：マザーファンドに関して、委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けて投資判断、発注等を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社：該当事項はありません。

(2) 販売会社：該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社：委託会社および投資顧問会社の最終的親会社はビー・エヌ・ピー・パリバです。

第3【参考情報】

当特定期間において、次の書類を提出しております。

平成22年1月8日 臨時報告書

平成22年4月7日 有価証券届出書

平成22年4月7日 有価証券報告書

平成22年4月8日 臨時報告書

平成22年4月27日 有価証券届出書の訂正届出書

平成22年6月30日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成22年9月1日

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）の平成22年1月8日から平成22年7月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）の平成22年7月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

BNPパリバ インベストメント・パートナーズ株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月23日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成22年5月12日にフォルティス・アセットマネジメント株式会社と吸収合併契約を締結している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年3月3日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているBNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）の平成21年7月8日から平成22年1月7日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、BNPパリバ高配当成長・ヨーロッパ株投資（毎月分配型）の平成22年1月7日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 1. 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月18日

ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビー・エヌ・ピー・パリバ アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。